

北海道の小作制大農場における村落形成

田 畑 保

- 一 課題と分析視角
- 二 小作制農場と村落形成——『殖民公報』からの若干の整理——
- 三 雨竜村蜂須賀農場における村落形成の態様
 - (一) 蜂須賀農場の概要
 - (二) 蜂須賀農場における小作管理統制機構の編成
 - (三) 行政区の設定と住民組合の編成
 - (四) 住民組合——その内部実態——
- 四 美唄市中村農場における村落の形成・展開の諸相
 - (一) 中村農場の概要
 - (二) 中村農場における村落の形成とその諸態様
 - (三) 戦後の展開の若干の特徴
- 五 結 び

一 課題と分析視角

北海道の農業村落は、内部の階層構造や形成過程に着目すると大きくは自作型ないしは自作地主型の村落と小作制大農場型の村落の二つに類型化することができる。北海道の農業村落の展開構造をこの二つの類型に即して説明すべく、前稿「北海道における自作地主部落の展開構造」(『農業総合研究』第三一卷第三、四号)では、前者のタ

北海道の小作制大農場における村落形成

イブに属する村落の一つをとりあげてその歴史的展開過程の分析を試みた。そこで次に後者のタイプに属する小作制大農場のもとでの村落をとりあげてその歴史的な展開の諸相を分析し、この側面から北海道の村落の展開構造の特質を検討しようとするのが本稿の課題である。その意味でこれは前稿の続稿をなす。

ところで、北海道の小作制大農場における村落、とくにその形成過程の問題を考える場合、次のような事情を考慮することが重要であろう。すなわち小作農家を募り未墾地を開墾して農場を開設した北海道の小作制農場の場合、農場の経営基盤、小作管理統制機構の形成の一環として小作農家の生産・生活基盤の形成と小作農家の組織的掌握が地主側にとっても必要であった。そしてそれが農場における村落形成の一つの契機ないしは側面をなした。他方また、小作農家の側からも日常的な生活・生産を支えあう相互の多様な結びつき、社会関係が自主的につくりあげられていき、それが村落形成のもう一つの重要な契機、側面をなす。そして現実にはこの両者が複雑にからみあいながら個々の村落が形成されていった。したがってその分析にあたってはこの両契機、側面の区別とそれらの複雑なからみあいに留意することが重要であろう。

既存の農民的土地保有を蚕食して成立した府県の地主制にとってはムラは既に所与のものとして存在し、地主的支配秩序、小作管理組織もその所与のムラおよびムラ秩序を前提とし、いわばそれを利用しながらつくりあげられた。そのことによってムラ自体に一定の変容を生ぜしめながらも、逆に地主的支配秩序自体もムラの中に組み入れられる形で形成され、存在した。ところがこれに対し北海道の地主にとってはそうしたムラは所与のものとしては存在しなかった。そこでは小作管理機構・支配秩序が、農場経営の基盤確立の一環として新たに形成されなければならなかった。⁽¹⁾。そのために小作農家の生産・生活の一定の枠組みと、地主支配に服せしめるための組織を上からつ

くりあげ、それを通じて小作農家の掌握、支配をはかることが必要であった。そしてそれは村落の一定の枠組みを上から形成していくことにつながった。また、零細で分散した小作地片の集積によって成立し、一村落到多数の地主の所有地と小作農家が錯綜して存在していることが多い府県の地主制とちがって、北海道の小作制大農場は、所有地が後掲第Ⅰ表の如くほとんど一団地にまとまり、小作農家も農場ごとに一集団をなし、こうした面からも農場が村落形成にとっての一つの空間的および社会的な単位をなした。農場制はこうして村落形成の一つの基盤となり、農場経営の基盤、小作管理機構確立のための地主側からの働きかけが村落形成のあり様を規定する重要な一要因となった。

他方また、小作農家相互の日常的な生活・生産を支えあう自主的な結びつき、社会関係についていえば、それらは、氏神を共通に祭る関係や道路ぞいごとの近隣関係であったり、同郷者同志のつながりや種々の講の結びつきであったり、あるいは親戚関係であったり多様であった。それらの関係のひろがりや濃淡もところと条件によりそれぞれ種々であったが、総じてそれらは小作管理機構や行政区として上から設けられた村落の機構的、外延的枠組みに対し、村落内部の農家相互の結びつき、社会関係の主な内容をなした。

それらのうち、どれがより重要な位置を占めるかは時期や地域によって異なってくるが、およその傾向としては明治大正期までは道路ぞいごとの結びつきなど自然発生的でルーズな近隣関係とともに、比較的広い範囲にも及ぶ同郷者同志の結びつきが概して重要であり、昭和期以後は小作農民層の相対的定着化傾向のもとでの農事実行組合などとも重なりあう地縁的結合が重要となると思われる。このうち大正期頃までについて特に注目しておきたいのは、同郷者同志の結びつき、同郷紐帯である。それはある場合には、村落をこえての冠婚葬祭その他をめぐっての

生活・生産の互助的關係を形成してルーズな近隣關係、村落の互助關係の弱さをカバーし、また村落の大部分が同郷者で構成されるようなときには、それは近隣・地縁關係と重なってそれをより緊密なものとし、講の基盤となったりするからである。

ともあれ、このように小作制大農場下の村落の分析の場合には自作地主型村落の場合とは異なつて、「小作」農家（1）「小作」農家の關係と同時に地主・農場（2）小作農家という關係もあわせて分析されねばならず、村落という場におけるそれら両者の相互關連・重なりあいの様相を分析するという視点が必要となつてくるであらう。

以下では、まず地主・農場側からの村落形成にかかわる諸種の動きを『殖民公報』等によりながら整理し、ついで小作制大農場下の二つの村落をとりあげてその展開の態様を具体的にみてみることにしたい。一つは、日本屈指の規模を誇り小作爭議でも名高い雨竜村蜂須賀農場の事例であり、もう一つは団体入植によつて成立した千町歩に近い小作制大農場で、しかも農場規模での緊密な地域的まとまりが戦後にもひきつがれている美唄市中村農場の事例である。ただ、資料的な制約もあり——農家・村落レベルの系統的な記録・資料の収集は農家の流動の激しい小作農場地域の場合非常に難しい——、それぞれの村落についてとりあげる問題局面は必ずしも一致せず、分析も精粗まちまちとなり、個々の村落のトータルな分析にはなりえていない。そうした事情もあつて蜂須賀農場の場合には農場、村役場からの動きの側面を、中村農場の場合には小作農家相互の關係の側面を主としてとりあげることとならう。

注(1) 「北海道のように国有未開地を新しく開墾したところでは、本州にみられるような在来からの部落機構や共同体的關係、あるいは上層有力農民などを利用しながら、小作人の管理統制を行うことは事実上不可能だった。したがって蜂須賀

農場では、はじめから新規に小作人の指揮管理体系を築きあげるよりほかに方法はなかった（旗手勲『日本における大農場の生成と展開——華族政商の土地所有——』、一八一頁）。

(2) なおついでに述べれば、地主・農場主小作農家という関係と、小作農家主小作農家の関係、村落におけるその両者のからみあい进行分析することは地主制史研究においても同時に要求されることであるが、北海道の地主制史研究ではそうした視点からの研究はこれまであまり多くないように思われる。土地所有構造の問題を分析するにあたってはこうした視点はとくに必要であろう。

二 小作制農場と村落形成——『殖民公報』からの若干の整理——

前述のように小作制大農場においては、農場側の小作管理統制機構の形成、そのあり方が、そこにおける村落形成のあり様を規定する。ここでは、『殖民公報』に記載された小作制農場の動向についての報告を整理しながら、それらがどのような形で村落形成にかかわっていくのかを検討することにした。

まず、村落形成にかかわる農場側の動きをいくつかの側面からみておこう。

(1) 農場制が村落形成の基盤をなすいわば前提条件として、北海道の小作制大農場はその所有地が集中し、小作農家も農場ごとに一つの集団をなし、農場が村落形成にとっての空間的および社会的単位をなしていたことをまず最初に指摘しておかなければならない。この点の確認のために第1表をみていただきたい。これは水田を基盤とした大農場の集中していた空知地域だけの集計であるが、これによれば五〇町歩以上地主の四分の三以上はその所有地が一団地に集中し、しかも小作戸数が多いほど一カ所に集中する度合が強くなっている（小作戸数三〇戸以上の地主の八四％が一団地に集中）。更に農場の小作戸数規模別割合についてもみておけば、小作九戸以下というの

第1表 50町歩以上地主の土地集散状況と小作戸数規模（昭和15年，空知地域）

		土地の集散度合						同左割合 (%)
		1団地	2団地	3団地	4団地	5団地以上	計	
小作戸数規模	1～9戸	30	4	2	1	1	38	(24)
	10～19	33	3	3	1	8	48	(30)
	20～29	18	2	3	—	—	23	(14)
	30～49	26	—	—	—	1	27	(17)
	50～99	8	3	1	1	1	14	(9)
	100～149	3	—	—	—	1	4	(3)
	150～199	3	—	—	—	—	3	(2)
	200～	2	—	—	—	—	2	(1)
計		123	12	9	3	12	159	(100)
同左割合(%)		(77)	(8)	(6)	(2)	(8)	(100)	

注．「昭和15年，50町歩以上の大地主調査」（『北海道における五十町歩以上地主名簿』，研究資料 No. 1，農林省農業総合研究所北海道支所）より空知地域分についてのみ集計。

は五〇町歩以上地主全体の四分の一足らずであり、一〇〇一九戸が三割、二〇〇四九戸が三割を占めていて、一つの農場で小集落以上を構成しうる戸数規模のものが大部分を占めている。小作制農場が村落形成にとっての一つの空間的単位をなしうるものであることはおよそ以上のような数字からもみてとることができよう。そしてこのことを景観風に述べれば、例えば次の如くである。

「農場は東南隅の字ペーパナイより北方の字クトサン及西方の字岩雄別又は南西の境端なる字下ソスケにかけて処々に散在せ」り……「或は一、二百戸、数十戸の小作人を抱擁して各部落をなせり」（俱知安村の近状）。

(2) 次に農場の村落形成とのかかわりで注目されるのは、農場側による小作農家の掌握の仕方の問題である。農場側が小作農家を掌握、支配するにあたっては、小作農家を個々に掌握するのではなく、小地域ごとに組を形成させ、その組を通じて管理支配する方法を用いる場合が少なくなか

った。その場合、その組は第一義的には農場の管理支配の単位であつたわけだが、同時に近隣互助の役割を担う組織にもなりうる可能性を内包し、そのような面において村落結合の一つの場となつていった場合もあったと思われる。もつとも、この転化の可能性は小作側の主体的な力量や同郷性等の小作農家相互の結びつきのあり様によつても現実には異なってくる。これらの事例をいくつか紹介しておこう。

島津農場（空知郡上富良野村）「農場は場内を二部落に分ち、各部（マム）の小作人をして組長一名を選挙せしめて小作人の取扱いに当らしむ」。そしてここでは農場の主導で次のような小作人互救法が行われていた。

- 「1 農場部落内に於て死者ありし時は毎戸二〇銭宛の弔慰金を拠出贈与す
- 2 冠婚葬祭其他吉凶慶弔に際しては其附近のものは各自弁当持参にて手伝に往き其家のものを飲食せず
- 3 病氣又は手不足等にて耕作の進歩せざる家に対しては其附近のものは順番にて各自半日宛手伝いに往き其家のものを飲食せず

- 4 火災に罹りたるものに対しては各戸二〇銭宛を拠出して見舞金を贈り且各自出役して家屋を建設し与ふ⁽²⁾」。このように小作農家を組に編成すると同時に小作農家の相互扶助の關係を農場の指導によつてつくりだし、それを小作農家に対する管理支配の一つの方法としていたことは興味深い。同様のことは他の農場でもかなり広くみられたようである。例えば、

池田農場（中川郡池田町）「小作人は福井、鳥取両県より移住せしめたるものにて各風俗人情を異にするが為農場内を二方面に分ち、各方面に同県のものに移着せしめて生活上互に便宜を得せしめたり⁽³⁾」。ここでは同郷性を重視している点が注目される。

田坂農場（岩内郡前田村、発足村）「農場を九個の小作農区に分ち毎区に組頭一名を置き以て農事上諸般の伝達其他の世話をなさしむ 其組頭は農場管理人之を任免す……当農場小作人は必ず前記組合に加入せざる可らず而して組合規約に違背する如きことあれば農場を退去せしめらるるを以て小作人は信用を重んじ約束を守り懈怠放慢の行為をなさざるか故に又自ら農場の風紀を改善する上に大なる裨益あり……」⁽⁴⁾

黒田農場（常呂郡野付牛町）「農場主は小作人の利益増進のため住民組合を組織し、……又小作人七、八戸を一組とし組毎に組長を置き組合規約の取締を行はしむ……」。

「黒田農場貸借規定（抜粋）」

第二条 当農場小作人ノ内ヨリ組長ヲ指定シ其組内ニ関スル一切ノ事ヲ監視セシムルコトアルヘシ 此場合組長ノ任期ヲ一ケ年トシ再任スルコトヲ得

第三条 組長ハ場主ノ命ニ依リ農場ノ経営ニ関シ協議ニ参与セシムルコトアルヘシ⁽⁵⁾。

第一京極農場（空知郡沼貝村）「本農場は小作人の親睦を旨とし吉凶相慶弔し災厄救済するため組合を設く⁽⁶⁾」。

(3) 以上のことも関連するが、農場内で貯金組合等を組織させて勤儉貯蓄を奨励したり、あるいは賭博、遊惰の弊風の矯正、風紀の改良等が農場側からとりあげられることも多い。それらは小作農家の小作料負担力の強化、安定と流出防止をはかるとともに、生活規範、村落生活の枠組みに対し規制を及ぼそうとするものであった。

池田農場「当農場にては常に勤儉の必要を諭す為小作人中勤儉貯蓄等の目的にて団体を組織するものあり⁽⁷⁾」。

旭農場（上川郡美瑛村）「明治三十一年一〇月」更に旭農場共同貯蓄法申合規約書を作りて之を実行せしめり⁽⁸⁾」。

田坂農場「小作人の勤惰を調査し其成績良好なるものには金員物品褒状の三種を贈与し以て農事を奨励す風紀の改良に就ては時間を厳守せしめたる事、賭博の悪弊を矯正したる事、約束を恪守し、健訟の弊を矯めたるか如き其顯著なるものなり」⁽⁹⁾。

音幌農場（河東郡音更村）「風紀、衛生教育等に関し堅実に發達せしむると共に奢侈の弊風を矯正し勤儉力行の美風を養成するに努めつつあり……農場は小作人の子弟をして音幌青年団を組織せしめ常に父兄の業務を助くる習慣を養成し奢侈遊惰の弊風を矯むるを目的とし……」⁽¹⁰⁾。

(4) 道路・橋梁の造成・整備、学校の設立等生産・生活基盤の造成・整備も農場の主導によってなされた。

曾我農場（蛇田郡俱知安町）「場内寺院、学校あり道路は毎年一戸に付六人つつ出役して開鑿修繕をなさしむるを以て比較的能く整ひ灌漑溝は場主に於て既に六千間を開鑿し……」⁽¹¹⁾。

(5) もう一つ重要と思われるのは、新しい農業技術、農具あるいは生活様式の導入・普及における「リレーポイント」⁽¹²⁾としての農場の役割である。それらが農場にとっては、小作農家に対する掌握力の強化、生産力の増大―小作料収取基盤の拡大・安定化という意味をもったことはいうまでもない。

金富農場（上川郡愛別村）「場内に雜貨店を置き小作人に物品を貸売せり而して管理人は各戸に就て農業の方法を指導し以て適當の作物を播種せしむ」⁽¹³⁾。

田坂農場「改良農具の普及を計らんかため之を購入して使用せしめ適當の農具と認むるものは共同購買又は月賦償還の法により之を購入せしむ其他農業組織、輪作順序、肥料購入等に関し常に注意して適當の指導を与へつつあり」⁽¹⁴⁾。

曾我農場「馬鈴薯は農場事務所に於て澱粉を製造し燕麦は之を纏めて販売せり……又場主は牛馬の所有を奨励し之を購入する者には一頭に付三十円以内を貸付し三ヶ年賦を以て償還せしむ又四二年より農場内に品評会を開きて作物の改良に資せり……」⁽¹⁵⁾

旭農場「耕馬及開墾器械購入貸与規則を設け四人を一組となし馬は之を日高地方に求め耕具は之を札幌に購ひ之を各組に貸与し開墾せしめり」⁽¹⁶⁾

以上、具体的様子を紹介するために引用が多くなったが、これらの記述からそれぞれの農場が一つの空間的・社会的な単位となりうるようなまとまりをなすことを前提として、農場主導のもとでの道路・橋梁の造成や新農具、農業技術の導入等の生産・生活基盤の造成とともに、小地域ごとの組への小作農家の編成・掌握から勤儉貯蓄の奨励や風紀の改善の督励等にまで及ぶ小作管理組織、支配秩序の形成に向けての地主側の取り組みがかなり共通になされていることをうかがうことができよう。それらの全体において農場制が村落形成の一つの基盤をなしていくわけであるが、その中でとくに注目しておきたいのは、小地域ごとの組の編成を通ずる小作農家の掌握、支配の仕方である。それぞれの組に組長ないし伍長を設け、以て小作支配を小作農家個々にまで徹底させる末端組織としたわけであるが、同時にそこに種々の近隣互助の役割もうけもたせようとしていた。もっとも、それらいわば上から設けられた枠組みが、果たしてどこまで小作農家の自主的な結びつき、関係とふれあい、村落統合として実体化されていったかはこうした報告によつてはもとより知ることはできない。ここではともかく、多くの農場での小作管理機構形成の諸種の取り組みが、村落形成にかかわる部面にまで及んでいくことを確認しておきたい。

注(1) 『殖民公報』第一四号。

(2) 同右、第七七号。

(3) 同右、第五九号。

(4) 同右、第五六号。

(5) 同右、第八五号。

(6) 同右、第七二号。

(7) 同右、第五九号。

(8) 同右、第一二号。

(9) 同右、第五六号。

(10) 同右、第七〇号。

(11) 同右、第五七号。

(12) 布施鉄治「北海道農村社会の構造的特質」(北海道社会学会編『社会学』、四八頁)。

(13) 『殖民公報』第三六号。

(14) 同右、第五六号。

(15) 同右、第五七号。

(16) 同右、第一二号。

三 雨竜村蜂須賀農場における村落形成の態様

(一) 蜂須賀農場の概要

蜂須賀農場は雨竜村を中心に妹背牛、多度志、一巳、秩父別、新十津川の旧六カ町村にまたがり、盛時には耕地約四千町歩、小作農家約九六〇戸を擁し、場主は北海道協会(北海道の大地主の協議体)の会頭や貴族院副議長も

北海道の小作制大農場における村落形成

第2表 蜂須賀農場の概要

	小作戸数 (戸)	耕地面積 (ha)		農場年間収支 (円)		
		田	畑	収 入	支 出	損 益
明治30年	154	-	576	1,708	4,989	△ 2,981
35	367	0.3	1,697	6,606	5,895	714
40	618	138	2,099	22,149	6,234	15,915
大正元	785	784	2,283	76,343	13,249	63,094
5	872	1,019	2,737	104,642	17,754	86,888
10	957	1,496	2,556	248,570	93,374	155,196
13	753	1,395	1,362	753,655	411,497	342,158
昭和元				733,817	427,998	305,819
5				398,602	276,438	122,164
15	225	811	154			
20	225	646	137			

注 1. 小作戸数、面積の明治30～大正10年は『北海道ニ於ケル農場経営ノ実例』より。大正13～昭和20年は『五十町歩以上地主調査』より。昭和に入ってから戸数、面積が急減しているのは分譲がなされたため。

2. 直接には浅田喬二『北海道地主制史論』（農業総合研究所）、429、436、437頁より。

つとめ、文字通り日本の寄生地主制の頂点に聳立する巨大地主であった。その起源は、雨竜原野五万町歩の貸下げをうけて米国式直営大農場の経営を試みて失敗した華族組合農場の後をつぎ、明治二六年約六千町歩の貸下げをうけたことにはじまる。当初はやはり直営大農場をめざしたがゆきづまり、明治三〇年代には小作制に転換し明治四〇年前後には小作制大農場としての基盤をほぼ確立する。明治末からは漸次水田への転換をはかって小作料收取基盤を米作に移行させ、最盛時の大正末には小作米八七〇〇石、収益金三四万円をあげるまでにいたる。昭和に入ってから小作争議対策もあって一部土地の有償分譲をはかり後退に転ずるが、昭和四〇七年の大争議も鎮圧してのりきり、小作制大農場としての骨格は戦後の農地改革まで維持され、侯爵の「御農場」としてこの地域一帯に強大な権勢を誇った（第2表）。

蜂須賀農場のこうした展開過程および全国的にも

第3表 入場時期別資産別小作戸数（大正9年）

（単位：戸、％）

入場時期別	資 産 別			計
	1,000円 以下	1,000～5,000	5,000円 以上	
明治 34 年以前	21 (34)	25 (40)	16 (26)	62 (100)(7)
35～39	10 (22)	29 (64)	6 (13)	45 (100)(5)
40～44	77 (42)	82 (44)	26 (14)	185 (100)(21)
大正 1～5	90 (36)	130 (52)	30 (12)	250 (100)(28)
6～	192 (53)	145 (40)	20 (6)	359 (100)(40)
計	390 (43)	411 (46)	100 (11)	901 (100)(100)

注 1. 『開墾地移住経営事例』, 54～55頁. 資産とは建物その他の全資産を時価に評価したもの.

2. 旗手「研究(IV)」, 110頁の第41表を組みかえた.

名高い小作争議については既に少なからぬ研究がなされているので、詳しくはそれらに譲り、ここでは以下の行論に必要な限りで一、二補足的にふれるにとどめておきたい。

一つは階層分解の進展動向とその特徴についてである。入植当初の小作農家の階層差は一般にさして大きくはないが、小作農家の保有労働力の差異、それによる開墾の遅速と耕作可能規模の差異、あるいは入地先の土地条件の差異等を基礎にしつつ商品生産の進展ともあいまって小作農家の階層分解が進行する。ここでは、それが小作農家の転出・転入の激しい流動をともなった階層分解であったこと、更に農場側が開墾奨励策として設けた条件の開墾時期による差異（例えば明治三〇～三五年の開墾面積の五分の一が小作料永久免除の「五分の一無年貢報奨法」、三六～三九年の開墾面積の二分の一を無償貸与した「開き分ケ法」等）の影響等もあって開き分ケ地、五分の一分与地等の恩典に浴した入地時期の早い部分が上層をなし、そうした恩典に浴さない入地時期の遅い部分が下層をなすという関係を生みだしていることを特に指摘しておきたい（第3表および第4表の右側——自小作で上層の比率が大きい——参照）。そしてこのような入地定着時期の古い上層が農家結合、社会関係

第4表 雨竜村の農家構成の変化

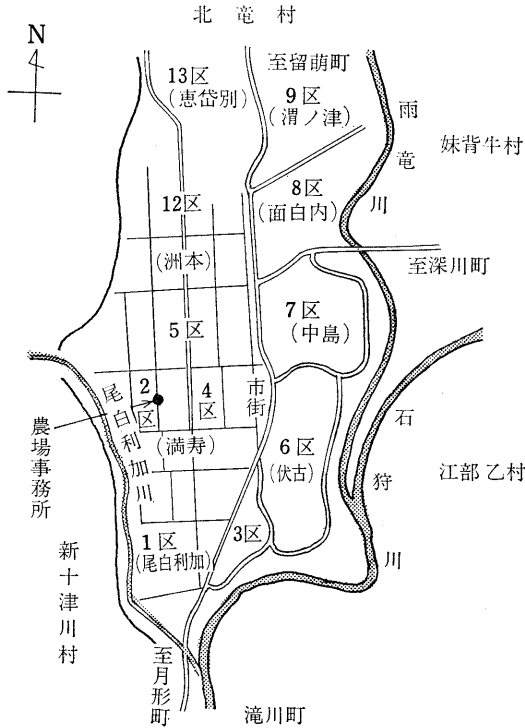
	大正4	8	昭和1	5	10	15	自小作別 (昭和1)		
							自作	自小作	小作
耕地規模別	0.5ha 未満	4 (0.5)	5 (0.7)	-	9 (1)	14 (2)	13 (2)		
	0.5 ~ 1	26 (3)	18 (2)	-	7 (1)	14 (2)	23 (3)		
	1 ~ 2	203 (26)	151 (20)	105 (13)	55 (8)	37 (5)	90 (12)	6 (16)	7 (8)
	2 ~ 3	281 (35)	257 (33)	318 (40)	139 (20)	162 (23)	167 (22)	15 (41)	14 (17)
	3 ~ 5	200 (25)	256 (33)	274 (34)	306 (43)	266 (38)	320 (43)	14 (38)	24 (29)
	5 ~ 10	82 (11)	102 (13)	185 (26)	205 (29)	133 (18)	2 (5)	37 (45)	236 (35)
計	10 ~ 30	83 (10)	1 (0.1)	-	12 (2)	5 (1)	8 (1)		63 (9)
	計	797 (100)	770 (100)	799 (100)	713 (100)	703 (100)	754 (100)	37 (100)	82 (100)
自小作別	自作	72 (9)	55 (7)	37 (5)	255 (36)	238 (34)	239 (32)		
	自小作	14 (2)	75 (10)	82 (10)	107 (15)	78 (11)	162 (22)		
	計	711 (89)	648 (83)	680 (85)	352 (49)	387 (55)	353 (47)		

注：旗手「研究(Ⅲ)」, 61, 62頁、「研究(Ⅳ)」, 124, 125頁より。ただし右欄の自小作別は雨竜村役場資料より。

形成の中心となり、後述の用水伍長、区長や住民組合長等が輩出する基盤ともなったのである。

階層構成におけるこうした特徴をもちながら、同時に、反当収量の漸増、稲作生産力の漸次的発展のもとで、第4表のように大正期から昭和期にかけて集中階層が二～三町層から三～五町層に移行し、しかも五～一〇町層の顕著な増加傾向があらわれ、長期的には小作経営の発展傾向を基調にもった階層分解の進展がうかがわれることに注

第1図 雨竜村概略図



目しておきたい。

第二には、前章で北海道の小作制農場では一農場一村落をなす場合が多いことを指摘したが、それとの対比でいえばむしろ蜂須賀農場は一農場一町村という状態となっていることである。雨竜村の主要部分をなす平坦部の概要を第一図に示したが、南部の第一区——ここには蜂須賀農場と同じ起源をもつ戸田農場があった——を除けばすべて蜂須賀農場で占められていた。

こうした状況は一農場一村落的なそれとはまたちがった影響を内部に及ぼすことになるであろうし、同じ農場内でもかなりの地域差が生ずることも考えられよう。また村落形成への上からの働きかけということでは、農場側からの小作管理機構の編成という面だけでなく、村役場、行政からの影響ということもみておかねばならない。

もっとも、雨竜村の場合、予算、人員の規模では農場事務所の方が村役場を上まわり、小作農家に対する統合力で

も農場側の方がずっと強力だったと思われるが、農場側からみれば、村役場については、これに強力な影響力を行使しながら農場側による小作管理機構の編成を村役場側からの住民組合の編成等でもって補完させるという位置づけであったと思われる。そうした意味から村落形成に対する農場側からのかかわりと村役場行政からのかかわりとの関連、重なりあいにも注意を向けつつ、この両者を分析することが必要になってこよう。

こうした点をふまえ、ここでは農場側、村役場側からの村落形成へのかかわりと、小作農家が相互に形成しあう諸関係、農家結合とのからみあいに注目しながら雨竜村における村落の形成の態様とその特質を解明することを課題として、以下、農場側からの小作管理機構の編成、村役場側からの行政区、住民組合の編成や住民組合の内部実態、農家の社会結合の諸側面を検討していくことにしたい。

注(1) 蜂須賀農場の展開過程については、旗手勲「北海道における小作制大農場の研究(I)~(IV)」(北海道立農業研究所『北海道農業研究』第一四、一五、一六、一八号——以下旗手「研究(I)」等と略)、前掲旗手『日本における大農場の生成と展開』、浅田喬二『北海道地主制史論』(農業総合研究所)等。その外とくに小作争議をとりあげたものとしては西田美昭「農民闘争の展開と地主制の後退——北海道蜂須賀農場争議の分析——」(『歴史学研究』第三四三号)、神田健策「北海道における小作争議の基礎構造——蜂須賀農場事例分析」(『農業経済研究』第五〇巻第一号)等。

(2) なお、北海道の農村においては集落への入地定着時期の早い農家が上層を、遅い農家が下層をなすという関係がかなり一般的にみられ、入地定着時期の遅速が農家の階層構成の重要な規定要因となっていることについては拙稿「北海道農業集落の階層構成の一規定要因——昭和三〇年臨時農業基本調査の分析から——」(『農業総合研究』第三三巻第二号)参照。

(二) 蜂須賀農場における小作管理統制機構の編成

大農式直営制から小作制に転換した農場にとって小作農家の確保・維持、そしてその管理統制機構の編成は、小

作制農場としての小作料收取基盤確立のための一要点となる。新たに上から築きあげられることになった蜂須賀農場における小作管理統制機構の編成の態様およびその特徴を、村落形成の問題との関連を念頭において主に旗手氏の研究成果によりながら整理しておこう。

農場の小作管理統制の主眼は、当初は小作農の確保・維持（退場防止）と開墾促進におかれた。やがて開墾、創業が一段落し、小作農の調達・確保も容易になってくるとともに、小作料収入⇨農場収益の増大とそれに向けての小作料收取機構、地主小作関係の安定化に重点が移ってくる。小作料収入増大のための対策としては各種の生産力増強策（病虫害防除、堆厩肥施用、品種改良等の各種技術指導）や産米改良奨励策等を通じて小作料收取基盤自体の拡大・安定化がはかれるとともに、より直接的な小作料増徴・引上げも行われた。⁽¹⁾こうした小作料收取の体制の安定化をはかるためには、小作の不満・反抗を抑えて地主支配に服従させ、安定した地主小作関係を確立し、これに小作を包摂していくことが不可欠となる。とくに蜂須賀農場は広大な面積と多数の小作農家を擁しているだけに小作管理統制の体系化と機構的な整備が要求される。その中心をなしたのが農場組織、農場管理機構の編成、および地主小作関係のあり方を律するいわば直接的な小作管理統制機構の編成である。

前者については、明治三〇年、九カ条よりなる「雨竜農場規定」が定められ、庶務会計、開墾の二係を配した農場事務所が雨竜村内に設けられ、後にはその外三カ所に出張所も設けられた。農場事務所は雨竜村役場の規模を上まわる予算と職員を擁し（例えば職員数は明治四五年一二名、大正一〇年二五名、事務所経費九・三万円で同年の村役場経費四・一万円の二倍強）、小作管理・農場経営にあたっていた。

後者についてその体系化がはかれたのは、「蜂須賀農場一般小作規程」（明治三四年）、および「蜂須賀農場田

小作規程」(明治三五年)によつてである。三四年の「農場小作規程」は五〇条からなり、小作農の資格要件・解除条項、開墾小作条件、小作料、施肥、土地改良の義務等の生産全般にわたる問題について細かく規定していた。

と同時に小作農の一般生活についても、例えば「小作人ハ誠実ニシテ農業ヲ励ミ農場及村内共同ニ係ル義務ヲ欠カサルノミナラス一致親睦ヲ旨トシ彼我ノ幸福ヲ増進スルコトニ勉メ……」「喧嘩口論スヘカラス、博奕スヘカラス、猥褻ニ集会シテ酒宴ヲ開クヘカラス」といったように細かい規制を加えている。その外、われわれの関心からみて特に注目されるのは、「農場内整理ノ為メ小作人ハ最寄二戸乃至十数戸ヲ以テ組合ヲ為スヘシ 前項ノ場合ニハ組長一人ヲ置キ組長ハ組合内共同ニ係ル用務ヲ弁シ事務所ノ通達ハ之ヲ組合ヘ通知スヘシ」として小作農家に組合を組織させ、これを農場の小作管理の末端組織としていることである。そして更に例えば組内の相互扶助義務について次のような規定もおりこんで、これを小作農家の近隣互助の単位とさせ、そのことを通じて小作料收取を確実にするための方策としようとしている。「天災地変疾病其他ノ災厄ニ遭遇スルモノアルトキハ組内互ニ救助シ殊ニ耕種ノ季節ヲ失スル如キコトナク農事ヲ渋滞セシムルヘカラス」、「冠婚葬祭等ハ組内互ニ弔慶スヘシ」。

「田小作規程」は灌漑工事の竣工(明治三七年)後に予想される造田の本格化に備えて水田の小作条件、小作関係等について別に規定したものである。これは五章五五条からなるが、田開設田小作手続き、用排水路農道畦畔の開設修繕および管理についてそれぞれ一章をあてて細かく定めると同時に小作人組合についても別に一章を設けてこれを規定している。「小作人組合ハ灌漑区域ヲ共ニシ利害ノ相同シキ者又ハ之レト相近接スルモノヨリ成立ス其組合区域ハ小作人申合ノ上之ヲ組織シ又ハ事務所ヨリ取極ヲナスコトアリ」。そして特に組合を代表する伍長に關しては例えば次のようにその役割、権限等を詳しく規定している。「伍長ハ組合ノ用排水路道路ニ關スル事ニ付組

第5表 蜂須賀農場における用水組合の概要
(雨竜村関係分)

組 合 名	設立年月日	設立時 組合員数
第1支線組合	明治 43. 1. 22	60
第2支線第1組合	43. 1. 23	62
第2支線第2組合	43. 1. 23	37
第2支線第3組合	43. 1. 24	20
排水北線組合	43. 1. 26	11
第7階級上流組合	43. 1. 27	27
第3支線組合	43. 3. 21	47
追分線組合	45. 4. 14	23
伏古中央部組合	45. 4. 16	11
伏古北部組合	45. 4. 16	4
号外線組合	45. 4. 17	20
伏古南部組合	45. 4. 25	10
尾白利加組合	45. 6. 27	13
下尾白利加組合	大正 3. 7. 16	11
洲本組合	4. 5. 5	46

注. 『北海道における小作制大農場の研究 (資料編)』, 332頁より.

合ノ協議会ヲ開催シ其評決ヲ求メ組内ヲ代表スルコトヲ得」。「伍長ハ時々組内用水路ヲ巡視シ水路ニ異議ナキヤヲ觀察シ又組内ノ平和ヲ謀リ小作人ヲシテ本規程ヲ遵行セシムルニ於テ能フ限リノ注意ヲ組内ニ与フヘシ」。「組内ノ小作人ハ伍長ノ指揮ニ從ヒ用排水路道路田ニ関スル諸行事ヲ行フモノトス」。「農場事務所ニ於テ田地一般ノ小作人ニ通達スル事項ハ伍長ニ通達スヘシ」。このように伍長は組内での水利用、用排水路の維持補修等に関しては大きな権限、役割をうけもたされ、旗手氏の表現によれば、「まさに農場差配として管理統制体系の中で下士官の役割を果たし」、「水利—伍長を通じて農場は小作人を把握していたのである」⁽²⁾。

ところで、これらの規程にもとづく水田地帯の用水組合は明治四三年にはじめて組織され、大正一〇年にはそれが二〇組合を数えるにいたる。また畑作地帯での一般組合は同年七〇余に達していた⁽³⁾。雨竜村の中心部は水田地帯となっていて用水組合は主にここで組織されていた。その概況は第5表の通りである。それぞれの灌漑区域ごとに大きいところで四〇〜七〇戸、ふつう一〇〜二〇戸の規模である。各組合ごとに農場側から用意された三〇条からなる組合規約が設けられ、さきの「田小作規程」にそったと

りきめがなされている。

以上のように千戸に近い多数の小作農家をかかえる蜂須賀農場にあつては、小作農家の直接的な管理統制の方法はとりえず、上から強制的に灌漑区域ごと等の地縁的關係において組合を組織させ、これを小作管理統制の末端組織として編成したのである。農場はまたこの組合に冠婚葬祭や被災、疾病等に際する相互扶助の役割をも担わせようとした。そして例えば、二任期以上をとめた組長を表彰したり、農場内の小作米品評会で一番多数の入賞者を出した用水組合を表彰して組合としてのまとまりを督励するなど、小作農家の管理統制にあたつて小作農家の組的編成・掌握の方向が重視された。

(注一) 蜂須賀農場の小作料の動きを水田についてみると、反当実収小作料は明治三〇年代の二斗台から四〇年代には三斗四斗台に、更に大正期に入つて四斗五斗台にひきあげられ、八年以後は五斗をこえるまでになっている。それは稲作生産力の上昇(水稻反収は明治三〇年代の八斗一石一斗、明治四〇年代の一石二斗前後の水準から大正中期には一石四斗五斗の水準に上昇)の成果を小作料の引上げを通じて農場側が吸収しようとしたものであつて、その結果、小作料率Ⅱ農場取分は明治三〇年代は二〇%前後だったが、大正期には三〇%と四〇%に増大している。こうした過程を通じて第2表に示されたような膨大な農場収益が実現されていくわけであるが、それはまた地主小作の矛盾・対立をより深めていく過程でもあつた。後述する大正九年以後三次にわたる小作争議の発生はその矛盾激化のあらわれである。

(2) 前掲旗手「研究(Ⅲ)」、五四頁。

(3) 念のために指摘しておけば、蜂須賀農場では畑作地帯で前述の「一般小作規程」に基づき小作人組合が、水田地帯で「田小作規程」に基づく用水組合が組織されていたわけで、いうまでもなくこれらは後の小作争議のところででてくる農民組合、小作組合とは全く別のものである。

(三) 行政区の設定と住民組合の編成

蜂須賀農場の創設によって開かれた雨竜村は、その大部分が蜂須賀農場によって占められ、村治のあり方も農場によって左右されるところ極めて大であった（大正二、三年頃で雨竜村約七九〇戸のうち蜂須賀農場五七五戸で約七三%を占め、蜂須賀農場と同様に華族組合農場から派生した戸田農場一六一戸、町村農場が一四戸でこれらをあわせると全村の九五%となる）。雨竜村は初期は行政上新十津川村戸長役場の管轄下にあり、明治三〇年そこから独立して雨竜村戸長役場が設置され、大正四年にいたって初めて二級町村制が敷かれ、以後それが終戦まで継続される。⁽¹⁾

戸長役場時代、雨竜村申合規約にもとづき、村の議決機関としての総代人の補佐のため、村内を適宜区画し各区に組長および伍長を置くこととされていた。明治三八年、それをひきつぎ各行政区ごとに住民組合が組織されることになった（当初一〇部、のち一三部に。前掲第一図参照）。その目的は次のようなこととされた。

- 一 道路、橋梁の維持修繕と排水溝の浚渫
- 二 貧困救済と労力援助
- 三 火災の場合の救助
- 四 入退営出征凱旋軍人の送迎
- 五 善行者と功労者の表彰
- 六 消防器具の備付⁽²⁾

要するに村役場の主導でもって各行政区ごとに住民組合を設置し、そこに道路・橋梁の維持補修や消防等の仕事をうけもたせ、そのことによって村の行政をスムーズに、かつ安上がりに遂行しようとするもので、いわば官製の

第6表 各部住民組合の概況 (大正6～7年)

第1部 住民組合	組合員 数 (人)	土木事業 (明治38～大正6)			火災ニ罹リタルモノアルトキ			組合中 死亡者 アリタル トキ			その他共同			その他特筆すべきこと	大正 14年 現在 集会所 の有無
		工費 累計 (円)	道路砂 利の 面積 (坪)	A: 道路修 繕のべ人夫 B: 排水路 繕さくのべ 間数	橋梁修 繕工事 (カ所)	のべ罹 戸数	各 戸 のべ 贈 与金額 (円)	家屋建 築(C) のべ勞 働出役 数	死 亡者 アリタル トキ 弔禮金 贈与	その他共同					
										イ	ロ	ハ			
2	48	644	106	A 241人	2	3	30銭	40	C 132人	○	○	○	○	明治45、誘蛾灯 114 個共 同購入	○
3	124	1,123	198	B 570間	14	16	標麦 3升	23	○	○	○	○	○	大正4、集会所建設	○
4	86	677	94		14	3	20銭	218	○	○	○	○	○		○
5	149	1,601	299		18	9	60銭		○	○	○	○	○	大正6 火防会設置 耕馬死亡病氣のとき現金 40円 3カ年無利子貸付	○
6	76	1,255	206		18	13		75	○	○	○	○	○		○
7	48	889	201		12	5			○	○	○	○	○		○
8	66	1,587	306	A 558人 B 770間	6	6	穀物	C	○	○	○	○	○		○
9	69	1,757	266	B 405間	18	9	穀物	C	○	○	○	○	○	困窮者への拠出	
10	46	936	196	A 244人 B 110間	25	—			○	○	○	○	○		
11	72	1,725	152	A 986人	9	8		39 C 298人	○	○	○	○	○	困窮者への拠出 (明治41設立)	
12	14	71	—	A 43人 B 220間	1	1		5 C 32人	○	○	○	○	○	困窮者への拠出 (明治40設立)	
13	79	1,446	212		7	7	10銭	C	○	○	○	○	○		○
	22	326	37	A 167人	18	—			○	○	○	○	○	(大正5 設立)	

注 1. 『雨竜村住民組合事績』より集計整理.
2. イ: 病氣ヲ患繁期ニ播種作業ニ支障ヲ来タストキ小区ニ於テ勞役ヲ以テ作業ヲ援助ス.
ロ: 山火消防組合員一同出役. ハ: 春秋2回衛生指導奮勵.

行政末端組織であった。ただ、そうしたものであるにせよ、地縁性に基ついた組織であれば、そこに自ずと近隣互助の關係も生じてくることにならう。そしてそのことは、さきの目的の中にも一部掲げられているように、村政それ自体にとつてもある程度必要なことであつた。ともあれこうして村内各戸が行政区ごとの住民組合に組織されたわけである。

では、住民組合の内部構成やその事業等は一体どのようなものであつたろうか。その具体的な実態は次節以下でとりあげることにして、ここではひとまず全般的な概況を『雨竜村住民組合事績』によりながらみておくことにしたい。それによれば大正中期頃までの各住民組合の構成、活動等はおよそ次のようなものであつた（第6表）。

(1) 村役場が雛形として設けた住民組合規約によれば、住民組合の役職として組合長一名、副組合長一名、評議員若干名がおかれていた。住民組合の戸数規模はふつう五〇～八〇戸前後、大きいところでは百数十戸にも及ぶ大集団となつている。だから住民組合の中が更にいくつかに分けられてそこに連絡係としての伍長がおかれる場合が多かつた。

(2) 住民組合の中心的な事業の一つは土木事業であつた。道路の砂利敷、道路・橋梁の修繕等ほどの住民組合でも年中行事化し、第6表にあるようにそれらの事業費の累計、工事への出役はどの住民組合も相当数に達していた。そして住民組合はこれら土木工事の共同労働に各戸を動員する組織となつていた。「組合員ハ一戸ニ付二人乃至五人ノ割合ヲ以テ相当ノ時期ヲ定メ毎年一回以上出役シ組合区域内ニ於ケル官公設ノ道路橋梁排水等ノ修理ヲナスモノトス」⁽³⁾。

(3) 不時の災害等に対する相互扶助もどの組合にも共通してみられた。例えば、火災の罹災者には各戸からの拠

出（現金あるいは穀物）による見舞、および居小屋の建築のための労役援助がなされ、死亡者がたときの弔慰金も共通である。更に病気で農作業に支障をきたしたときに互いに労役援助するのほとんどは住民組合の慣行となっている。そこで注目しておきたいのは、それが多くの場合「小区ニ於テ労役ヲ以テ作業ヲ援助ス」とされていることで、こうした相互援助の關係がより小さな地縁での結びつきを基礎として形成され、住民組合内の近隣互助的な慣行となっていることである。

(4) 山火消防への出役、春秋の衛生・清掃も住民組合の共同の課題であつた。

(5) その他、誘蛾灯の共同購入、集会所の建設、耕馬死亡のときの無利子資金の貸与などが二、三の住民組合であげられているが、これらは恐らくは個別の住民組合の自主的な取り組みであろう。例えば、第六部住民組合では「組合員中耕馬ノ弊死若ク耕馬ノ為メ播種差支ヲ生シタルトキハ組合全体ヨリ抛出シ現金四拾円三ケ年間無利子ニテ貸与ス⁽⁴⁾」ということがとりきめられていた（明治四二年から大正四年までで九人の実績）。更にこの住民組合では「窮困ノモノハ其状態ニ依リ組合員一同ヨリ金貳百円迄ノ範圍ニ於テ頼母子講ヲ起シテ救済ス⁽⁵⁾」という慣行も存在したようである。これらは上からの指導によって形成された慣行というよりは住民組合を構成する各戸の自主的なとりきめにもとづく慣行であろう。住民組合によつてはこのような相互扶助の慣行が自主的につくられるほどの農家相互の關係・結びつきが既に形成されていたことを示すものであろう。

(6) また、さきの住民組合規約には「組合員ハ左記ノ方法ニ依リ貯蓄ヲ為ス事」として貯蓄の奨励を行っているが、それにそつた各住民組合の備荒貯蓄的な規約貯金の概況は次の第7表の通りである。各戸平均一円前後の小額の、しかしなかば強制的な規約貯金であるが、にもかかわらず貯金人員と組合員戸数とにかなり大きな差もみられ、

第7表 住民組合規約貯金概況

	大正5年末 貯金額(円)	大正6年末 貯金額(円)	大 正 7 年 6 月		
			貯金額(円)	貯金人員(人)	住民組合戸数 (戸)
第1部 住民組合	40	50	62	48	48
2	47	89	87	95	124
3	21	20	20	56	86
4	33	40	117	51	149
5	15	20	20	77	76
6	16	37	130	47	48
7	70	74	303	59	66
8	28	36	100	42	69
9	15	12	36	40	46
10	31	40	40	51	72
11	2	10	18	11	14
12	114	213	213	46	79
13	5	7	7	15	22

- 注 1. 大正5, 6年については『雨竜村役場雑件綴』より。
 2. 大正7年については『雨竜村住民組合事績』より。

また一人当たり貯金額も住民組合によって開きがある。そこに貧窮小作農民層の存在とあいまって組合の「強制力」が必ずしも徹底したものでないことがうかがわれて興味深い。

以上のように各住民組合は村役場の末端行政組織として各行政区ごとに組織され、道路・橋梁の維持補修や消防衛生等の各区の農家の生活・生産に共同にかかわりあう部面の事業をうけもたされ運営されたわけだが、農家を主体とした地縁組織であつてみれば、そこに種々の相互扶助的な慣行も形成されてきた。そしてそうした慣行はそれぞれの住民組合内の農家相互の関係のあり様、結合の強弱によって左右される面が大きかったと思われる。

ところでこうした住民組合とときにみた小作人組合、とくに用水組合とか、雨竜村ではいわば二重に組織される形となつていた。行政区ごとに組織された住民組合と灌漑区域ごとに組織された用水組合と

では、区域的にも構成員も一致しない部面が当然多かった。また、前者は行政系統に連なる組織であるのに対し、後者は農場に連なる小作管理組織、水利組織であり、両者の目的もそれぞれ別であった。とはいえ、両者とも小作農家による地縁組織であり、そこに種々の相互扶助の関係を形成しながら小作農家の村落を上から規制し、そのことを通じてそれぞれの目的をより効果的に達成しようとする面においては一定の共通性があった。そして強弱濃淡の差はあれ、そうした関係はそれぞれに形成されていったといえよう。もともと、時の経過とともにそれにも変化がみられ、地縁結合にもとづく近隣互助、小作農家の生活・生産に共同にかかわる部面の整備・補修の課題は住民組合でより重点的に担われるようになり、それとともに用水組合は小作管理統制、水利組織という側面により純化していったのではないかと考えられる。そうした傾向は大正末から昭和初頭以後に顕在化していく。

なお、これら用水組合の用水伍長や住民組合の組合長等の階層的基盤にもふれておけば、それはどちらも同じ階層に属していたと思われる。すなわち、一般的にいえば階層的には自小作ないし小作上層であり、系譜的には村内への入地定着時期の早い部分（したがって五分の一分与地や開き分ケ地を有していた農家が多い）であった。彼ら上層が下層に比し経営耕地が広く保有労働力も相対的に豊富であったこととともに、小作農家層の流動性が激しい中でこれらの層は早期に定着し、相対的に安定的な部分であり、小作農家相互の結びつきの核をなし近隣互助等の諸慣行形成の中心をなす存在であったという面をみておくことが特に重要ではないかと思われる。こうした層が多く存在し安定的であるところで概して住民組合等の地縁的結びつきもより密で強かった。

注(一) 明治二十一年公布の「市制」、「町村制」は、当時開拓途上にあった北海道については適用除外とされ、遅れて明治三〇年代にいたってその特殊北海道版ともいふべき「区制」、「一級町村制」、「二級町村制」が勅令をもって制定される。それら

は府県の市制、町村制とはかなり内容が異なり、「自治」の性格をより希薄化させたものであった。特に町村制の一級、二級の区分は人口の疎密・有産者階層の形成如何による町村財政の負担力の差によって付与する「自治」の範囲に差を設けようとするもので、二級町村の場合には北海道地方費から財政の補助をうける一方、町村長は道庁長官の任命で、町村会の地位・権限も極めて低かった。

(2) 『雨竜町史』(昭和四四年)、一六七頁。

(3) 前掲「住民組合規約」第十三条。なお、各住民組合は「多年協同シテ部落内ノ道路、橋梁ノ保護修理等ニ努メ其ノ功績顕著ナリ」として大正三年と六年の二度にわたって道庁長官より表彰をうけている。

(4)(5) 以上『雨竜村住民組合事績』より。

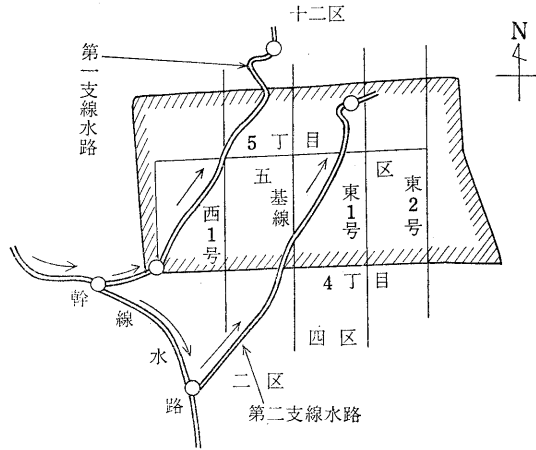
(四) 住民組合——その内部実態——

以上に全村的概況をみた住民組合について次にその内部実態がどのようなものであったかを第五区住民組合の事例をとりあげてみてみることにしたい。

(1) 第五区住民組合の概況

第五区は村の中心部の近くに位置し、南北は四丁目と六丁目を、東西は西一号と東二号を境界とする戦前の行政区の一つである(第二図参照)。この地区は、小作制に転換した農場が小作農家調達のために明治三〇年場主の旧領阿波・淡路から招致した団体移民が入植したところで——この地区が洲本と通称されるのは、郷里淡路の洲本に由来する——、その開拓は雨竜村でも早い時期に属する。水田化の時期も早く、水田の比重も高い地区であるが、粘土質で土地条件がやや悪く反収も他より低いこともあり、隣りの四区とともに大正末以後の小作争議の中心となつたところでもある。

第2図 第5区概略図



みたいなもの。区長会議で村のきめごとにかかわり、橋をかけるとかなんとかの相談は区長たちでできる。これに対し部落内のことをとりしきるのが住民組合で、自分たちのきめごとをする組織であった」(第五区、S氏、以下同じ)。とされ、区長は村役場に連なりその末端機構をなすものとしてとらえられているのに対し、住民組合はそれと関連を有しながらも一応別個に自分たちで地区内の問題をとりしきる組織としてうけとめられていたといえよう。寄合いも一緒にもたれてはいたが、村役場の問題については区長がすすめ、組合内の問題については住民組合

この地区内を南北に西一号、基線、東一号、東二号の四つの道路が走り、それぞれの道路ぞいの農家同志が地縁的結びつきをなす単位となっていて、それが住民組合内の班を構成している。住民組合の役職としては、組合長と副組合長の外、各道路ごとの班から評議員がえらばれ、評議員が会計、書記の任にあたっていた。そして地縁的結合の最小単位をなす道路ごとの班に連絡係としての「伍長まわり」がおかれていた。住民組合は行政区ごとに設けられていたから同一地区から村役場に連なる区「部」長が住民組合の役員とはまた別に選ばれることになっていた。区「部」長と組合長とは同一人が兼ねる場合もあったが、一致しない場合も多く、第五区の場合もだいたい別の人がえらばれていた。古老の言によれば、「区長は役場からいろいろ指示されて使われる『役人』

長があたり時間をそれぞれ分けていたそうである。

(2) 内部結合と諸慣行

前述のようにこの住民組合では四つの道路ごとに班が設けられ、その各道路ぞいの農家同志の結びつき、地縁的関係が近隣互助的な諸関係、慣行形成の基礎となっていた⁽¹⁾（これを仮に道路組とよんでおこう）。例えば、家屋、納屋等の建前における労力援助（家譜請）はこの道路組で行われ、それで足りないときは親戚等の応援をたのむことになっていた。またさきの一般的概況でもふれた病人がでて農作業に支障をきたしたときの援助Ⅱデヤク（出役）も道路組が単位であり、それを取りしめるのは道路組Ⅱ班の評議員（その後は農事実行組合長）であった。葬式組もやはりこの道路組で形成されていた。

同じ道路ぞいの農家同志が結びあう自然発生的な紐帯の一つとして地神講をあげることができる。この地神講は最初は基線道路に入植した阿波からの団体移民の農家によってとりむすばれ、それが後から入ってきた農家にもひきつがれたもので、この基線道路ぞいの一〇〇〜二〇〇戸位の農家で毎年春と秋の二回寄合、まわり当番で御馳走を作り御神酒をあげて豊作を祈願していた。その後、この基線道路の地神講は他の三本の道路ぞいの農家もふくめた第五区全体の地神講として統合され、各道路組が交替でその祭りの当番にあたるようになった。最初に阿波団体の農家が祭った地神宮は木造の粗末なものだったが、大正元年石造りの地神宮がたてられた。第五区全体の地神講に統合された後も最初の地神講での結びつきは、この道路だけで寄合、酒を飲みながら話しあうたのしみ会として継続されてきている。

こうした地神講が道路ごとの農家の結びつきを密にし連帯意識を強める上で果たした役割も軽視できない点であ

る。「最初はこの道路の地神さんを主体にして和をつくった」、「この道路は地神さんを単位に酒をのんだり話して助けてあわなくてはならない」。また農家の出入りがここでは他に比べて比較的少なかったこともそうした関係を安定化させることにつながったと考えられる。

道路組はまた後に結成される農事実行組合の単位ともなった。農事実行組合は最初は第五区全体の農家を包含した形で組織されたが（昭和四年設立、六四戸）、やがて四つの道路ごとに分割、再編された（一四戸、一九戸、一九戸、一五戸の四組合）。農事実行組合がこのように分割・再編され、道路組と区域的に同一化することによって、その内部にこれまでみてきたような道路組における比較的緊密な地縁的結びつき、近隣互助の関係を包含しえることになった。他方また道路組の自然発生的な地縁結合が農事実行組合といういわば機能的組織の枠組みをえることによってそれ自体また更に整備され強化されることが可能となった。これら両側面があいまって上から組織化がはかられた農事実行組合も、内部に比較的緊密な結びつきを有した機能的地縁組織としてその活動を展開することが可能となったのである。このように農事実行組合が組織されて以後道路組＝農事実行組合ごとに寄り合う機会も増加していったとのことである。

(3) 用水組合と住民組合

前述のように「田小作規程」にもとづく用水組合が灌漑区域ごとに組織されていたが、この灌漑区域と住民組合区域とは一致しないことが多かった。第五区内では前掲第二図に示されているように第一支線の灌漑区域と第二支線の灌漑区域とに分かれ、したがって所属する用水組合も別々であった。第一支線、第二支線ともに上と下にそれぞれ分けて管理人＝伍長がおかれ、それぞれの用水組合ごとの総会を行い管理人をえらんでいた。用水組合の共同

賦役として用水路の草刈り二回、泥あげ年一回が主なものであった。水不足のときは寄り集まって相談し番水制をしいたりしたが、水の配分・確保をめぐる水争いもしばしばおきたという。

用水組合の以上のような実態の限りでは普通の水利組織とさして相違はなく、時期が新しくなればなるほど用水組合は水利組織としての機能に重点を移し、地縁的結合にもとづく近隣互助的役割は主に住民組合、道路組¹¹農事実行組合によって担われるようになっていったと思われる。とはいえ、蜂須賀農場の場合、灌漑施設は農場単独で開設され、土功組合が組織される他の場合とはちがって、いわば私的なものであった。したがってそのもとの用水組合も他の水利組織の場合とはややちがって私的な用水の利用管理組織という面を強くもたざるをえず、日常はともかく、何かの機会には農場の小作管理統制組織という側面が発現することになった。⁽²⁾

(4) 住民組合の性格と特徴

以上農家からの聞き取りに基づき第五区を事例としながら住民組合の内部態様をみてきた。住民組合は行政の末端機構的な役割を負わされていわば上から組織されたわけであるが、住民組合を構成する班を主な単位としながら道路組のような自然発生的な農家の結びつき、近隣互助的な諸慣行も——ところにより濃淡の差はあれ——それなりに形成されてきていた。道路の改修、砂利敷、草刈等の道譜請の慣行はどこでも一般化していたし、葬式組もだいたい班単位で形成されていた。農事実行組合も多くはそうした班¹²道路組を基礎にして形成され、そのことによつてそれが地縁的結合の単位としての重要性をより増加させることにもなった。また地神講が行政区ごとにもたれ、その地神宮の祭りはいわば部落の祭りに代位する形になっていた。ところにより住民組合で集会所を設けるようなところもあらわれ、住民組合の単位で一定の共同的蓄積をなす傾向も生まれていた。このように住民組合区域の中

にこうした諸々の結びつき、慣行が形成され、住民組合はそれらを中心につつまこんだ形で編成され、運営されてきたわけであるが、そのことよってそうした自然発生的な結びつきを一定の枠組みの中にまとめあげるとともに、他面上から組織された住民組合が農家相互の自主的結びつき、近隣互助的な諸慣行をそれなりに内包したものとなりえたのである。

もっとも、住民組合の内部態様、運営の仕方等の細部にたち入れればそれは住民組合によって多様であった。例えば、蜂須賀農場区域でないが、戸田農場、町村農場所在の第一区についてみると、ここでは区長および住民組合長は長い間専ら戸田農場管理人があたり、その運営はかなり一方的であったようである。「部落で集まるのは年一回の総会するとき（長い間戸田農場の事務所を使っていた）……、区長がえらいので議論になることもなく二、三時間で終った」。しかしその一方で、町村農場の用水組合（満寿灌漑溝組合）などをみると、水田面積の増大とともにしばしば水不足に悩まされたのに地主側は水確保に消極的でむしろ小作側が積極的な努力をしていた。そうした事情もあって番水制の時間など水利利用の調整は関係農家が自主的に集まって協議し、用水伍長も小作農家のまわり番で選ばれ、地主側の藩屏的存在では必ずしもなかった。こうした断片的な様子からも総てが小作農家で占められ、階層差の小さい構成の住民組合とそうでない構成の住民組合とではその内部運営の態様にも差が生じていること、あるいは地主の小作管理機構の一環化した用水組合と必ずしもそうでない用水組合とでも差がでていることなどをうかがうことができる⁽³⁾。逆にこうした相違、対照性の中から蜂須賀農場内の住民組合の内部態様の特質もより明確化されてくるであろう。

ともあれこうして、自然発生的でそれ自体としてはまだルーズな諸関係、近隣互助的諸慣行等を住民組合の中に

編成し、そうした形でこの農場村においても村落生活の一応の枠組みが形成されていた。とはいえ、村落的な関係としていえばそれは極めてルーズな関係であったことも指摘しておかなければならない。というのは、それら一つ一つの関係の緊密さ、結合の度合が小作農民層の流動性もあって弱かったというだけでなく、住民組合という枠組みに凝集性、自己完結性が乏しかったからである。住民組合は行政的には基礎的な地域組織とされたが、農家相互の社会的関係においては一方での道路組等の小地縁の関係と他方での住民組合の枠をこえた様々の広がりをもった関係が存在し、農家の社会関係が住民組合の範囲内に重ね合わさり、収斂していく度合はあまり強くなかったのである。そのように収斂させていく力は、行政的な単位であることと地縁的な便宜性のみで、農家相互の關係に緊密性をもたせるような定着性と歴史的な積み重ね、および物的基盤が不足していた。

注(1) 北海道の農村の大部分は周知のように散居制であるが、基盤的に区画され、その線、号ごとに設けられている道路にそって農家が散在しているのが一般的な姿で、その場合同じ道路にそった農家同志の結びつきが自然発生的な地縁結合をなすことが多い。

(2) 例えば、大正九年の小作料引き上げのための土地等級格付検査に際しては用水組合ごとに用水伍長が立ちあっていたし、大正一五年の冷害を機に盛りあがった農民組合による小作料減免争議のときには、争議鎮静化のために来場した農場相談役が急拠用水伍長を招集して協議し二割五分減免で手をうち争議を終束に導く(旗手前掲「研究(VI)」、一〇九頁、一一九頁)。

(3) なお、大正末に福井県の山村から雨竜村に移住してきたある農家の老人が郷里のムラと比較しての相違を次のように述べていた。「郷里のムラでは」寄合いのときは頭分が上座にすわり小前は隅の方で小さくなっていた。その代わり寄附もうんとし部落費のほとんどは頭分が負担していた。「それに対しこちら」道路の砂利敷も屋根葺きも全部小作人でやる。地主は何もしない、内地とはちがうなあと思った。小作が村を維持している。「このように」小作人同志でやっていたから民主的だったのではないか(第一区、U氏)。感覚的ではあるが、両者の相違を象徴的に語っている。

(五) 小作農家の社会的結合の諸相

いままでは主に住民組合内の諸関係、諸慣行についてみてきたが、その外にも住民組合の枠にとられない様々の広がりの結びつき、関係も存在した。そして前述のように住民組合の枠内への凝集性があまり強くないとすれば、それをこえた農家の結合関係が逆にそれだけ重要な意味をもってくることになる。そこでここではそうした農家の社会的結合の諸態様をいくつかの側面からみることによって前節までの分析を補足することにした。

(1) 同郷結合

同郷者同志の結びつきのもつ意味については既に第一章で論及した。同郷集団の構成のあり方、密度によってそのもつ意味は種々であつたと思われるが、農家の流動性が高く、村落の地縁的結合の紐帯がまだ弱く、そこに多くを依存できない状況のもとでは、同郷関係での結びつきはさしあたり容易で頼り易い結びつきであつた。そしてそれは、村落の範囲内で同郷者が大きな比重を占める場合はもとより、そうでなく村落の枠をこえた同郷者の結びつきの場合でも農家の生活・生産をめぐる関係において看過しえない意味をもつことがあつた。そして地主側も小作農家の招致や小作支配においてそうした関係を利用した。以下、雨竜村における同郷集団の形成状況と同郷性の諸態様、そのもつ意味についてみてみることにしよう。⁽¹⁾

前述のように小作制に転換した蜂須賀農場では明治三〇年小作農家の調達・確保のため、場主の旧領の徳島および淡路から百三十余戸の団体移住をはかったが（隣接の戸田農場でも同年富山県から一七戸の団体移住があつた）、その後はそうした方法をとらずとも小作農家の調達が可能となつた。単独移住者や道内既移住者が種々の「つて」をたよりに個別に入地するのが一般化したからである。

第8表 出身県別農家構成

(単位：人、戸)

	明治42～大正2年雨竜村来住者		大正2年蜂須賀農場小作農家数(雨竜村)	大正2年戸田農場小作農家数
	来 住 者	往 住 者		
四 国 計	119 (32)	12	176 (31)	42 (26)
うち 徳 島	34 (9)	2	69 (12)	18 (11)
香 川	56 (15)	6	72 (13)	22 (14)
愛 媛	28 (7)	4	34 (6)	2 (1)
北 陸 計	126 (33)	15	283 (49)	81 (50)
うち 富 山	66 (17)	9	195 (34)	59 (37)
新 潟	40 (11)	1	61 (11)	19 (12)
群 馬	31 (8)	1		
計	378 (100)	45	575 (100)	161 (100)

注 1. 来住者は雨竜村役場資料より。

2. 各農場小作農家数は『北海道農場調査』より。

明治末における雨竜村の来住者の出身県別構成をみると、第8表の通りで、最も多いのは富山県で次が香川、新潟、徳島の順で以上四県で五割をこえている。更に明治四五年頃の蜂須賀・戸田両農場の小作農家の出身県別構成をみると、北陸が約五割、なかでも富山県が三分の一強を占め最大の同郷集団を形成するにいたっている。団体入植でない場合、いわば「同郷のよしみによる連絡吸引が集団を作」る主たる契機であったわけだが、富山県出身者などは団体入植の場合ほどではないとしても彼ら相互の間でかなり緊密な関係を形成していた。

それを農家からの聞き取りでみておけば例えば次の如くである。「部落でのつきあいと国衆のつきあいは別。困ったときの助けあいは国衆のつきあいの方がより頼りになる。嫁とりでも国衆毎にやるのが多かった」(第二区、M氏)。「部落からでていくときや家がわりのとき部落の人や国衆の人が手伝っていた。国衆の人がかなり相互扶助をしていた」(第一区、U氏)。こうした中でも富山県出身者、いわゆる越中衆相互の緊密なつながりは、他県人にとっては特に目立ったようである。「越中のもの

はよくかたまつてやつていた。無尽講も越中衆だけでやり、青年会も越中衆だけで仏教青年会をつくり、盆踊りも越中盆踊りをやつていた。田植えも越中の人は三〇、四〇人も集まつて並んで田植えをやり壯観なものだった。今でも例えば選挙のときなど国衆のつながりは強い」(第二区、M氏)。

こうした言葉からも「国衆のつきあい」が「部落のつきあい」と並存し、「部落でのつきあい」とは別に「部落」の枠をこえた同郷者間の相互扶助的な諸慣行、生活上の結びつきが形成され、いわば「部落でのつきあい」を補完する形で重要な役割を果たしていたことをうかがうことができよう。そしてその意義は昭和期に入つて農事実行組合が形成されるなどで地縁的結合の重要性が増してくるまではかなり大きかったと思われる⁽³⁾。

同郷集団、同郷性がおよぼす影響はこうした部面以外でもあらわれていた。開拓期に移住者によつてあちこちで神社が設けられるようになったが、それも集団移住者や同郷集団と関連する場合が多かった。例えば追分八幡神社は淡路からの集団移住者二〇戸によつて設立されたものであり、無願社八幡神社は富山県下新川郡からの団体移住者が郷里の神社からの分霊をえて設立したもので、その後同郷からの移住者がふえ、「富山県人で組織する仏教老人会や青年会は協力一致して神社の清掃など奉仕につとめた⁽⁴⁾」という。

青年会も独自にそれぞれの地域ごとにかなり早くから(明治三六、四二年)結成されていたが、その中で興味深いのは仏教青年会といういわば同郷同宗にもとづく青年会が地域ごとの青年会とは別個に、それと重複する形で組織されていたことである。この「仏教青年会は元若連中と称し明治三十四年富山県下新川郡内山地方より移住した十五才以上三十五才未満の青年を以て組織した一種の宗教団体で、主として報恩講、追悼会及び社交等を行⁽⁵⁾」っていたが、同郷同宗者が増加してくるのにもない仏教青年会に改組され、地域をこえて同郷同宗の青年層が組織さ

れたものである。もっとも、これも大正一四年一村一団主義の名のものと上からの働きかけもあって雨竜青年団に統合されたが、そうした経過の中にも国衆による分立の克服、地縁性を基礎にした青年団への統合という基調がうかがわれるように思う。

(2) 小作争議と同郷紐帯

地主と小作の階級的な対抗として展開される小作争議も、その具体的な展開場面では村落構造のあり方と関連する面が少なくない。ということはまたそれが同郷的な結合紐帯ともなんらかの面でつながりをもつことにもなるろう。全国的にも有名な蜂須賀農場の小作争議については既に多くの研究があるが、ここではそうした同郷紐帯と小作争議とのつながりという側面からこれをおくことにしたい。

蜂須賀農場の争議は、大正九年の農場側の突然の小作料引上げに起因する争議、大正一五年の冷害凶作にたいし農民組合を結成した小作側が小作料減免を要求しておこした争議、および農場の土地分譲後の昭和四年末から七年初めにかけて主に非分譲派農民による熾烈で最後には農民組合の鎮圧、解体で終止符がうたれた争議、の三つの段階に分けられるが、それぞれの争議の組織的特徴としておよそ次のようなことが指摘できる。

まず第一次の争議では小作料の引上げが突然で土地等級の格付も杜撰、特に上位等級地が大幅増額だったことなどもあり、二区、四区、五区等水田地帯では小作上層の区長、住民組合長あるいは用水伍長などをリーダーとしていわば全小作ぐるみ、「部落ぐるみ」的な運動となった。また大正一五年の争議も四、五区の水田地帯を中心としつつも組合員三三〇〜三四〇という多数の小作農を結集した農民組合（日農雨竜支部）を基盤とした争議であった。これに対し第三次の昭和四〜七年の、とくに非分譲派農民による争議についてみると、その参加者は比較的

少数でしかも各地区に分散していた（一区二戸、二区五戸、四区一三戸、五区一二戸、八区三戸、九区一戸、一二区二戸等）。前二回の争議が「部落ぐるみ」的な形に近かったのに対し、この争議参加者はそれぞれの「部落」の極く一部を結集したにすぎない点在新的な集団だった。にもかかわらず農場側や官憲の激しい弾圧に耐えてねばり強い闘いを展開しえたのには、争議参加者が全農雨竜支部を結成し全農北連の全面的な指導と支援のもとに組織的な闘いを行ったことなどが勿論あげられるが、同時に争議参加者の大部分が同郷関係ないしは親戚関係の紐帯によって結ばれていたことも看過しえない点である。すなわち、争議関係者の出身府県判明者のうち富山県出身者が四分の三を占め、しかも約半分は親戚関係を内部に有していたのである。⁽⁷⁾この点は大いに注目して良いであろう。土地分譲によって小作農民が分断され、「部落ぐるみ」的な運動が困難な状況のもとで、争議参加者が同郷関係、親戚関係を一つの抛り所にして結集され、それが熾烈な争議を展開する小作農民を結ぶ強い紐帯の一つとなっていたとみられるからである。小作争議と同郷関係とのこうしたかかわりあい方はやや特殊ともみられるが、同郷紐帯のもつ意味を浮かびあがらせる一つの重要な事例であらう。

(3) 地神講

第五区で地神講を結び地神宮を祭っていたことは前述したが、そうした地神講は他でもかなり広くみられ、ほぼ行政区単位で行われていたようである（第9表）。各地区ごとの地神講の設立経緯は不明だが、例えば第五区がそうであったように初めは小規模の地神講が自然発生的にとり結ばれ、それが行政区、住民組合の整備が進む中で行政区単位の地神講に編成されていったところも多いと思われる。

ところで地神講は小林巳智次氏によれば、「四国地方殊に香川県出身の移民によって伝来されたことは地域的又

第9表 地神宮設置状況

	現存地神宮 の設立年次
第1区	大正12年
2	4
4	12
5	5
6	昭和8
7	大正13
8	5
9	6
10	昭和8
12	不明

注、『雨竜町史』から推定。なお、上に記入した年次は現存の地神宮の設立年次であり、地神講がそれぞれの地域で結ばれたのはそれよりずっと以前のことであると思われる。

する位置にあったともいえよう。それはふつう祈年祭および収穫祭という春秋二つの農業神事を中心的な行事として営まれるわけであるが、単にそれだけでなく、その講を構成する成員相互の結びつきを強め相互扶助的な慣行をも内包する関係として存在したことは既に第五区の事例においてみた通りである。⁽⁹⁾ そうした意味あいをふくんで、

地神講が行政区、住民組合ごとにとり結ばれ、いわばその氏神に代位する形で地神宮がまつられていたのである。

注(1) なお、参考までに同郷集団形成の全道的状況にもふれておこう。保志氏は『北海道農場調査』を資料として小作制農場における小作農家の出身府県別構成を分析し、空知、上川の富山県、後志の徳島、石川県、石狩の新潟、富山県等、県ごとに地域的に特に結びつきの強いところがあり(第10表)、「一定の地縁的、血縁的結合が移住にさいして大きな要素として働らく」こと、および農場での同郷同志の吸引による集団形成についても、各農場の最大の同郷集団の戸数がその農場の小作総戸数に対する比率六〇%以上のものが二七%、四〇〜六〇%が三四%、あわせて六一%を占め(第11表)、「同郷同志の吸引力が極めて強い」ことを明らかにしている(保志恂「出身地別移民定着様式にかんする一考察」、北海道立総合経済研究所『調査研究速報』第五号)。榎氏も同じ資料を分析し、「多くの場合移住は同一地方の者が相よりそって集団的

は歴史的要素として顕著である⁽⁸⁾」とされ、四国地方出身者の分布とともにとくに水田地帯でかなり広い分布をみているとされている。したがって地神講は四国地方の慣習がもちこまれたものとして良いようだが、それが農業神であるが故に郷里、宗派の如何をとわず、他県出身者にも比較的スムーズにうけ入れられ、比較的小規模な地縁関係における講組織として定着していったものと思われる。そうした意味では同郷的結合と地縁的結合を媒介

第10表 出身府県別各地域移民戸数比率（主な府県のみ）
（各支庁戸数を100とする）

出身 府県 支庁 名	北 陸 地 方				東 北 地 方						四 国 地 方			そ の 他	
	富山	石川	新潟	福井	宮城	福島	岩手	山形	青森	秋田	徳島	香川	愛媛	愛知	岐阜
空知支庁	27.2	8.2	8.4	3.4	2.6	0.8	1.0	2.2	1.1	1.6	7.7	7.2	3.5	1.5	2.7
上川 〃	31.8	2.5	2.3	0.9	13.1	4.8	4.5	5.1	1.1	0.3	9.0	3.8	5.0	0.5	2.6
後志 〃	6.3	14.1	5.5	2.1	9.1	3.0	6.4	2.1	6.5	5.2	15.0	3.9	2.6	0.4	1.7
檜山 〃	2.3	16.1	0.6	12.9	8.6	2.1	0.9	0.2	1.9	3.8	7.5	-	3.2	3.1	13.6
札幌 〃	18.0	13.7	24.9	4.2	3.6	0.1	2.9	1.3	3.7	1.6	11.5	5.0	0.8	0.7	-
函館 〃	0.4	7.6	2.3	23.6	7.4	4.3	2.7	1.6	4.4	3.7	2.0	1.2	3.2	21.2	3.3
室蘭 〃	10.4	4.0	6.5	4.7	19.3	3.1	5.1	1.0	0.9	3.1	7.8	26.9	0.5	0.3	2.9
河西 〃	9.7	4.9	1.8	8.3	17.3	11.3	4.8	1.4	0.2	0.1	15.3	0.9	0.1	0.4	9.9
釧路 〃	10.6	8.4	10.3	9.1	8.7	9.5	4.6	8.7	0.8	0.8	11.8	-	-	1.1	1.5
網走 〃	11.5	7.3	3.8	1.9	5.9	8.3	0.6	27.7	-	6.1	6.7	-	1.6	0.3	1.9
宗谷 〃	14.3	28.6	-	-	4.8	-	-	14.3	19.0	-	-	14.3	-	-	4.8
増毛 〃	17.6	6.7	4.0	13.3	37.1	-	2.1	1.6	5.3	2.9	2.1	0.3	4.3	1.3	0.3
浦河 〃	-	1.6	6.3	41.3	1.6	-	1.6	6.3	1.6	-	-	1.6	-	-	-
計	16.1	8.5	6.2	6.1	9.6	3.7	3.4	2.8	2.5	2.3	9.7	5.2	2.7	2.9	3.8

注 1. 『北海道農場調査』より。

2. 直接には保志恂「出身地別移民定着様式にかんする一考察」（道総研『調査研究速報』第5号）より。

第11表 各農場最大同郷集団の戸数比率
（各農場総戸数に対して）

	農 場 数	同比率（％）
10%未満	-	-
10～20	13	3.6
20～30	64	17.8
30～40	54	15.0
40～50	77	21.4
50～60	48	13.4
60～70	38	10.6
70～80	22	6.1
80～90	24	6.7
90～100	11	3.2
100%	8	2.2
計	359	100.0

注. 出所は第10表に同じ。

に行われたと結論している（榎勇「明治年代における北海道移民についての若干の考察」、農業総合研究所北海道支所『研究季報』第四七号）。

問題はこうした同郷集団がどのような社会関係、結合態様を内部に有しそれが農場全体の中でのどのような意義をもったかということであるが、その点についての実証的分析は極めて少ない。その中で池田善長氏は戦前期に富良野の北海道大学第八農場の学

- 田小作農家を調査し、この点にふれた貴重な調査結果を残している。ここでは「各部落を構成する同郷集団並びに檀家集団が其部落に於て支配的勢力を有するか、又は相対立的關係に存するかによって其部落の協同性の程度を或程度迄は測定し得る」として、同郷集団および檀家集団の戸数比率によって部落を区分し、その比率の高い部落は低い部落に比して町村会、産業組合、農業倉庫、宗教団体、団体生活等への関心度合がより高く、部落内諸行事への参加状況もよいことを明らかにしている。すなわち同郷性、同宗性の強い方がそれだけ「部落の協同性」、内部結合も強く社会關係も密だということである（池田善長「農村生活の社会学的調査（三報）——農村集団の構成に就て——」、池田善長『農村社会学研究』）。
- (2) 前掲、保志論文、六三頁。

- (3) このことに関連して東谷氏は開拓初期の結合契機は国衆的紐帯（団体リーダーを中心とする団結）であり、それが昭和期に入って地縁的契機に血縁的契機が重なったところの農事実行組合的紐帯と交替していったことを指摘している（東谷清次「農家経済とそれを迫る社会構造」、『北海道農業研究』第一二号）。

- (4) 『雨竜町史』（昭和四四年）、四二〇頁。

- (5) 『雨竜村青年団沿革概録』（昭和一〇年）。

- (6) 蜂須賀農場における小作争議の展開過程については第一節の注に掲げた論文の外、『北海道農民組合運動五〇年史』、農民運動史研究会編『日本農民運動史』、『空知農地改革史』等参照。

- (7) この点詳しくは前掲、神田「北海道における小作争議の基礎構造——蜂須賀農場事例分析」参照。

- (8) 小林巳智次「農民信仰の実証的一研究」（『法経会論叢』第六号）、九〇頁。

- (9) 香川県出身者の多い洞爺村の地神講について次のように述べられている。「地神講は春は豊作を祈り、秋は収穫を感謝する祭りであるが、戦前はこの春秋の杜日が、その年の部落が共同でしなければならない行事や役員を決める大事な会議の日でもあった」（『洞爺村史』、昭和五一年、三四〇頁）。

なお、小林氏は地神講についていささか過大にすぎる次のような評価を与えている。「地神講は単なる信仰団体のみでなく、隣保扶助の団体として五人組制度に類似した一種の社会団体であり、その農村共同社会の中核としての意義を最も明白に證している」（前掲、小林論文、八八頁）。

(六) 小 括

以上、北海道の巨大地主を代表する小作制大農場である蜂須賀農場における村落形成の諸態様についてみてきた。農場側は小作管理機構の編成において小作農家の組的編成・掌握を重視し、灌漑区域ごとに用水組合を組織せしめ、これを小作管理の末端組織とすると同時にあわせてこれに近隣互助的な役割も担わせようとした。村役場は行政の系統もまた、それぞれの行政区ごとに住民組合を組織せしめ、道路・橋梁の維持補修や消防衛生等の事業をうけもたせると同時にやはり相互扶助的な諸慣行・関係の形成の奨励をはかった。

住民組合の内部諸関係についてみると、例えば第五区での道路組のように小さな地縁的結びつきを基礎にして諸種の近隣互助的な諸関係・慣行が形成され、地神講も住民組合の単位で形成されていた。そしてそうした農家の結びつき、諸慣行を住民組合という行政的な地域組織の中に編成することによって村落生活の一応の枠組みが形成されてきた。とはいえ、それは村落としてみればかなりルーズで粗い枠組みであった。というのは、内部の個々の諸関係、結びつきの緊密さが弱くルーズであったと同時に住民組合という枠組みに凝集性、自己完結性が乏しかったからである。しかもその枠組みは自治的性格に乏しく、またその範域自体必ずしも固定的でなかった（特に戦後はかなり変化している）。凝集性、自己完結性に乏しいという点についていえば、一方で住民組合内の班や道路組等が近隣互助等農家結合の基礎単位となつているとともに、他方で同郷関係等住民組合の枠をこえ様々の広がりをもつた結びつきが形成され、農家の社会関係が住民組合の範域に重ね合さり収斂していく傾向はあまり強くなかつた。こうした住民組合を枠組みとする村落生活の粗さ、ルーズさをいわば補完する形で同郷関係にもとづく諸種の結びつきが昭和初期頃まで農家相互の社会関係においてかなり重要な意味をもっていた。

四 美唄市中村農場における村落の形成・展開の諸相

(一) 中村農場の概要

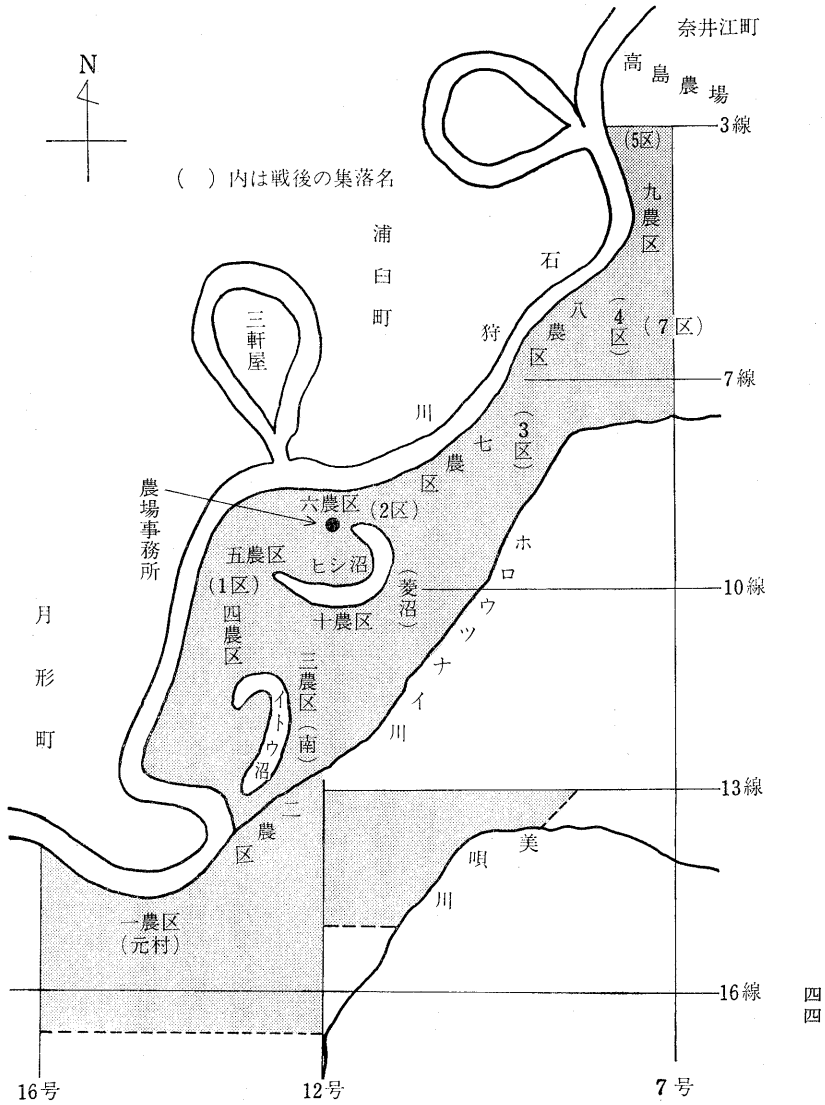
(1) 小作制大農場における村落形成の態様を分析するためにとりあげるもう一つの事例である中村農場は、石狩川の中流部、美唄市の北西端に位置し、石狩川にそって細長くのびている(第三図)。石狩川の蛇行が形成した三日月湖をいくつもふくみ、石狩川ぞいの地域は沖積土で農場の東端を流れるホロウツナイ川ぞいの地域は低湿泥炭地となっている。

中村農場の開基は三重県桑名の中村太三郎氏がこの地に約千町歩の大地積貸下げを受け、三重県から半農半漁の住民百二十余戸を小作農として組織し、明治二七、二八の両年にわたって団体入植せしめたことに始まる。⁽¹⁾その後開拓が進展して成墾地に対する小作料徴収が開始されるのは明治三〇年から、そして農場が所有権を付与されるのは明治三三年である。

ところでこうした農場の形成、展開の具体的過程は農場側資料が極めて乏しいため、これを細かくとらえることはできない。そこでここではひとまず大雑把な形ながら農場の耕地面積、戸数の動向から農場の展開の概要をとらえておくことにしたい。第12表からは、農場の展開過程を大きくは明治期の畑作時代、そして大正期以後の水田・畑作時代とに分けることができる。更に後者については、大正前半期の戸数、耕地の増加の時期、および第一次大戦後の減少の後昭和期に入って再び水田、戸数が大幅に増加する時期があった。

畑作時代、当初は自給作物が主体であったが、やがて大豆、小豆、燕麦等の販売作物が中心となり(第13表)、畑

第3図 中村農場概要図



第12表 中村農場における耕地面積、戸数の動向

	土 地 面 積 (ha)				小 作 農 家		1 戸当たり耕 地面積, () 内は水田面積 (ha)
	田	畑	原 野	計	戸数(A)	戸数(B)	
明 治 42年	-					131	
45	-	450	370	820	130		3.46
大 正 6	-			960	180		
7	-					162	
9	356	687		1,043			4.74
13	350	418		758	162		(2.16)
昭 和 3						195	
6						221	
10						267	
13						261	
15	642	259	22	923	223		4.04
21	579	212	27	838			(2.87)

注. 明治45年は『北海道農場調査』, 大正6年は『空知管内一斑』, 大正9,13,昭和15年は『50町歩以上地主調査』, 昭和21年は『開基70周年記念誌』より.
なお戸数(B)は『美唄町史』(昭和15年), 『開基70周年記念誌』からの世帯数.

第13表 明治末の中村農場における主要作物 (明治45年)

主 要 作 物		生産額 (石)
大 豆		1,140
燕 麦		1,170
小 豆		900
玉 蜀 黍		750
裸 麦		521
小 麦		150
菜 豆		120

注. 『北海道農場調査』, 66~67 頁.

小作料は金納で(当初反当上畑一円、中畑八〇銭、下畑六〇銭、その後ひきあげられて二〜三円の水準になった)、輸送、販売条件が不利なもので商品生産への対応を迫られ、小作農家は早くから商品経済の陶冶をうけることになる。一戸平均の耕地面積は明治四五年で三・五町弱と畑作としてはかなり小さいが、馬耕は畑作時代末期にはほぼ各戸に普及していたとみられる。しかし畑作時代には農場の経済基盤はさして強固ではなかった。石狩川がしばしば氾濫して畑作物に被害をもたらし、

明治末には地力低下、収量減少の問題も進行し、そのため新開地や既水田化地域に転出する小作農家も生じてい

た。明治末でもなお農場の土地の四割五分が原野であったことはその反映であらう。

これらへの対策としてなされたのが畑から水田への転換であった。当時中小河川からの取水による自然流下方式の灌漑が専らで、大河川ぞいの地域の水田化は遅れていたが、中村農場では工事費五・六万円を投じて当時としては先駆的な蒸気汽関による機械揚水、石狩川からの直接取水を試み（明治四五年）、約三五〇町歩の水田造成を行った。水路、水田の造成工事には勿論小作農家が動員されたが、ともかくこれによって小作料收取取基盤の中心が水田に移行し、小作制農場としての経済基盤の強化ははかれる。水田小作料は、「初年壹反歩玄米貳斗五升（開墾又ハ変換ニ限ル）貳年目五斗以後一箇年ヲ増ス毎ニ壹斗ヲ加フ八斗ニ至リテ止ム」とされ、開田五年目以後は一等地反当八斗、二等地六斗で、これらはそれぞれ反収四〇五俵、ないしは二〇三・五俵の水準に對しかなり高額の小作料であった。

こうした水田化とともに大正前半期には折からの戦時好景気もあり小作戸数と耕地の増加がみられた。第一次大戦後この増加した戸数と耕地は一時期減少するが、その後回復し特に昭和期に入って水田面積の増加とともに戸数が著しく増加する。他地区からの転入者の増加、揚水機の電化、水量増等による低湿地、泥炭地への開拓、造田の波及がこの時期にあったからである。

技術面では開田初期は府県のそれと同様の水苗代方式で、田植えには共同田植え、手間替もみられたが、やがて播種器（たこ足）による直播方式が主体となって農作業は個別化し、手取除草、手刈り、はさ架、足踏脱穀機、石臼（もみすり）と手労働主体で、保有労働力の多寡と質が経営の規模をきめる重要な要素の一つとなっていた。昭和期に入って一部で機械脱穀・精米の導入もみられたが、温冷床の導入は戦時後半期から戦後にもちこされた。と

はいえ、冷害対策、経済更生運動を背景として土地改良（昭和四年客土事業、八年暗渠事業）や共同防除、採種圃設置、施肥改良等の農事改良の動きが農事実行組合を中心として展開され、それらがこの時期の開田、耕地、戸数増の動きと重なりながら豊富な労働力を有した農家層の中から上向展開する部分を生みだす基盤をつくっていった。

こうした展開はまた同じ農場内でもかなりの地域差をふくんでいた。石狩川にそった地域は概して沖積土の地域であるのに対してホロウツナイ川ぞいの地域は低湿、泥炭地域で、後者は開拓そのものが遅れた（一〇農区―大正中期、第七区―昭和初期から戦後）。水田化も四、六農区および低湿、泥炭地域では遅れ、昭和期に入ってからであった。そしてこうしたいわば優等地と劣等地とは稲作反収でいえば約一俵の格差が存在した（反収三、三・五俵と四、五俵）。これらの土地条件の差異はまた後述のように農家構成・農民層分解のあり方にも影響を及ぼした。特に後者の低湿・泥炭地域には優等地⇨沖積土地域から労働力豊富な上層経営が進出して飛地開田、開畑して通作し追加的規模拡大をする場となっていた。そうした中で新開の第七区等は他地区からの転入者とともに農場内からの分家層が入地する地域となっていた。

(2) 以上みてきた農場の動向を次に農家構成の変化の側面から補足しておきたい。ただし農家構成の変化を全体的にとらえる資料に欠けているので、個別農家からの聞き取り事例や一、二の農区での農家移動等の断片的な資料からの類推とならざるをえない。

中村農場のようなところでの農民層分解はおよそ次のような方向と局面を有していた。すなわち、最初の団体入植者の分解・転出、その跡地の残存小作農家による取得ないしは外からの小作農家の転入、それらを通ずる小作農家の激しい流動、その過程で耕地規模を拡大していく小作農家層が生ずるが、それには一つは小作農家相互間での

小作権の売買を通じての既墾小作地の拡大、二つはそれが制約されてくる中での農場内の原野、未墾地での小作権取得、開墾による小作地拡大、更にもう一つは農場外での自作地取得⇨自小作化の方向があった。

そこでまず小作農家の転出・転入の流動状況を第六農区を例にみてみよう。第14表によれば小作農家の流動性の高さは一見して明らかである。明治二八年の最初の入植者一戸は戦前までに八戸が転出しうち五戸は既に明治期に転出し戦後まで残ったのはわずか三戸である。農家の流動は明治末から大正期が最も激しく、大正末以後の入地者の転出は少なくこの時期以後ここでは安定化の方向に向かっている。小作農家の移動は他地区からの転入・転出が中心だが、部落内分家もみられ、それは専ら最初に入植した層からなされている。

次に規模拡大の具体的様相を二、三の農家事例からみてみよう。

A 農家。三重県からの最初の入植者でその耕地約四町歩。同じ農区のK農家が賭博で失敗し他地区に転出（明治三五年頃）、その土地四町歩〔の小作権〕は初め何戸かに分割されたが、それらが大正初め頃までに何回かに分けて順次取得し合計八町歩に拡大。昭和八年、最初の入植地のうちの二・五町歩を弟の分家用に分割、昭和一〇年代その弟が他農区に水田二町の小作権を買い移転、戦争中手間不足で二町歩〔小作権〕売却、農地改革時約五町歩に。

B 農家。大正末新潟県より同郷人をつてにその転出跡地に水田三町、畑三町の小作権を買って入地。その後更に昭和一〇年代までに二・八町、二・一町、二・一町の小作権を三度にわたって購入、ピーク時は水田七町、畑六町を年雇四人を入れて経営したが戦時中労力不足で一・二町の小作権を売却、更に面積を減じ農地改革時七・七町。

第14表 6 農 区 農 家 の 転 入 入 状 況

農 家 番 号	備 考	転 入 ・ 新 設	農地解放時の 所有面積(a)	田	畑	農 家 番 号										
						明治 38	大正 43 4	昭和 9 14 5	昭和 10 15 20 25	昭和 25	昭和 25	昭和 25	昭和 25	昭和 25	昭和 25	昭和 25
明治28年 農区 農家 38	明41転出 明45北見に転出 10農区に転出 美幌市内他地区に土地取得転出	一度転出してまた戻ってきた(明40~44)	256 241 189	338 222 189	○ ○<											

注 1. 『大農区会計簿録』から整理した。2. ○は在住, ×は転出.

第15表 27区第1農事実行組合（元村）における耕地規模別農家構成（昭和12年）

	1町未満	1～3	3～5	5～7.5	7.5～10	10～15	町計 15～25	計
農 家 数（戸）	1	5	11	10	2	5	1	35
1戸当たり水田面積（反）	7	21	27	35	37	50	40	
畑面積（反）	2	6	9	24	50	69	116	

注. 27区第1農事実行組合『組合員別作付反別調査表』より集計.

C 農家。三重県からの団体入植組で、石狩川をはさんで対岸の札比内に一〇町を所有し、うち三町を他に貸し付けたことあり。最高時には水田八町、畑七町の外自作地一〇町を経営したことあり。その後分家を二戸（各五町歩）出すなどで面積を縮小し、農地改革時には小作地四町、自作地四・六町計八・六町歩。

小作農家相互の小作権の売買を通ずる小作地の拡大は、小作農家の転出入が激しいので売買の機会も多く、かつ自作地に比べ低価額だから比較的容易だったようである。⁽³⁾更に規模拡大を行おうとする層にとっては低湿、泥炭地域に比較的自由で安価に、そして労働力の多寡に応じて弾力的に小作地を拡大する機会があった。そうした規模拡大のピークは昭和一〇年代前半と思われるが、その頃には一〇町前後ないしは十数町歩の田畑作経営が生まれていた。

第15表はその頃の元村地区の耕地規模別農家構成を示したものである。中心階層は三七・五町層でここに約六割が集中しているが、一〇町以上も約二割を占め、耕地規模では分化がかなり進んでいた。ただこれら上層の規模が大きいのは畑面積の大きさによるところが大であった。したがってまたこれらの層の多くは、前述の事例にもあるように戦時期にいたって労働力が逼迫すれば飛地の畑地等を手離して規模縮小していくことになる。あるいはまた分家創出によって規模縮小する部分もあったであろう。

なお、前述の事例にでてきた農場外の土地の取得、自小作化の方向の動きを概括するも

第 16 表 中村農場における農事実行組合別自小作構成（昭和 13 年）

（単位：人）

		自 小 作 別 組 合 員 数			
		自 作	自 小 作	小 作	計
第 18 区	第 1 農事実行組合	—	12	20	32
	2	—	9	15	24
	3	—	7	21	88
	4	—	9	7	16
	5	—	1	21	22
	6	4	3	2	9
	7	—	—	18	18
第 27 区	第 1 農事実行組合	—	3	15	18
	2	—	1	21	22
	16 線	—	3	20	23
	14 線	—	1	15	16
合 計		4	49	175	228
同 上 割 合 (%)		(1.8)	(21.5)	(76.7)	(100.0)

注：北海道庁経済部『第 4 次農事実行組合要覧』より。

第 17 表 農地改革後の耕地規模別農家構成（昭和 26 年）

		1 町 未 満	1 ~ 3	3 ~ 5	5 ~ 7.5	7.5 ~ 10	10 町 以 上	計	同左割合 (%)
改 革 前 所 有 地 規 模	所有地なし	12	60	61	22	2		157	(63)
	1 町 未 満		13	13	10	3		39	(15)
	1 ~ 3		3	11	15	5	1	35	(14)
	3 ~ 5			3	4	7	1	15	(6)
	5 町 以 上					4		4	(2)
	小 計		16	27	29	19	2	93	(37)
計		12	76	88	51	21	2	250	
同 上 割 合 (%)		(5)	(31)	(35)	(20)	(8)	(1)		(100)

注：美唄市役所蔵『中村自作農創設改革資料』より集計。

第18表 出身府県別小作農家
戸数（明治45年）

出身県	小作農家 戸数(戸)	割合 (%)
三重県	105	80
愛知県	12	10
山形県	7	10
秋田県	5	
福島県	1	
計	130	100

注・『北海道農場調査』より。

のとして第16表を示した。農場の小作農家の約二割が自小作で、それは特定地区（沖積土地域）に集中していた。

最後に農地改革後の耕地規模別農家構成を示しておこう（第17表）。前述した戦時中の労働力不足による上層の規模縮小等によって、昭和一〇年代前半にみられたような耕地規模格差はかなり縮小するとともに、戦後期の転入・新設の増大等もあつて下層のウエートも高くなっている。ただその中で中上層では改革前に所有地を有した自小作層のウエートが高いことに注目しておきたい。

次にやや角度をかえて三重県からの団体移住によって開拓された農場であることに着目し、同郷性の変化という点から農家構成の変化をみておくことにしたい。というのはその如何が小作農家相互の結合関係のあり様にもかかわるからである。第18表によれば、明治四五年には他県出身者がある程度混入してきたものの三重県出身者がなお八割を占め、三重団体としての同郷性はそうくずれてはいない。他県出身者の転入がふえ同郷性が次第に弱化してくるのは大正期以後のことである。⁽⁴⁾その変化をたどれる資料はないが、聞き取り、アンケート等で現存農家の出身府県別、入地年次別構成をみれば第19表の通りである。三重県出身者は分家層もふくめれば現在もなお約四割を占め最大の集団である。加えて三重県出身者はこの農場で草分け農家の位置を担いかつ分家層をより多く輩出しているのに対し、他県出身者は入地年次がより新しく分家創設も少なく、小戸数に分散してまとまった同郷集団を形成しておらず、三重県出身者とは対照的である。以上の点や、村落生活の最初の枠組み、生活習慣を三重県出身者がつくりあげ、それがその後にも影響を及ぼしていること等を考慮に入れたとき、

第19表 出身府県別・入地新設年次別農家数

(単位：戸)

	最初の入植	明治期	大正 1～8	9～14	昭和 1～10	11～19	20～25	26年～	不明	計
三重県	19	6	2	3	2	3	1	6	—	42
秋田	—	3	—	2	3	1	2	2	1	14
山形	—	1	1	—	—	—	3	1	1	7
宮城	—	—	1	—	1	1	2	1	—	6
石川	—	—	—	—	—	1	3	1	—	5
新潟	—	—	1	2	1	1	—	—	—	5
鳥取	—	—	3	—	—	—	—	2	—	5
徳島	—	—	1	—	—	1	—	2	—	4
山梨	—	—	—	—	—	—	3	—	—	3
富山	—	1	—	—	—	—	—	2	—	3
愛知	—	—	1	—	—	1	—	—	1	3
福岡	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2
福島	—	—	—	1	—	—	—	1	—	2
岩手	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
青森	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
三重県以外	—	5	10	5	7	7	13	12	3	62
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
合計	19	11	12	8	9	10	14	18	5	106

注. 農家からの聞き取りおよびアンケートによる。

第20表 農事組合=区別三重県出身者の比率

	三重県出身 農家数(A)	三重県以外の 出身農家数	計 (B)	A/B (%)
南	2	4	6	33
1区	13	7	20	65
2区	4	4	8	50
菱沼	9	5	14	64
3区	8	7	15	53
5区	4	8	12	33
6区	—	7	7	0
7区	1	22	23	4

注. 第19表と同じ，1戸不明分を除いた。

三重県出身者がなおこの地域の社会関係においてより重要な位置、役割を占めていたと思われる（もつとも現在は同郷性自体のもつ意味は従来に比べほとんど希薄化してきているが）。なお、この同郷者の構成は地域によって異なり（旧くか

ら開けたところで三重県出身者のウエートが高い)、それがそれぞれの地域の農家結合のあり様にも影響を及ぼすこと後述の通りである(第20表)。以上のように階層構成のあり様は単に上層と下層との関係にとどまらず、系譜的、地域的特徴とも重なりあうことによって農家結合とその地域の編成のあり様にも様々な形で影響を及ぼすことに注意しておきたい。⁽⁵⁾

注(1) 「明治二十七年三重県下木曾川改修工事起ルヤ其地在住者従来所有ノ土地全部河川敷地トシテ買収セラレ糊口ノ途ヲ失

ヒタル為メ生活困難ノ住民救済ノ方法トシテ此地ヲ貸下出願シ……」(前掲『北海道農場調査』、六六頁)。

(2) 第一農区、元村組内の会計簿には「田植入費」、「水田草取費」としてそのとき組内が集まって食事をし酒を飲んだ費用が記録されており、開田当初は組内が共同で田植え、水田草取りをしたことがうかがわれる。

(3) 北海道における小作権の売買は開墾小作慣行や小作料の低廉性に発生原因があるとされるが(伊藤俊夫「小作慣行」、『北海道農地改革史』上巻)、空知地域の小作制大農場ではかなり一般化していたようである。中村農場でも一般化していて、その価額は時期、土地条件によって異なるが、昭和期で泥炭地域で反当一〜四円位、普通の水田では一〇年代に上昇傾向を示し反当一〇〜二〇円というのが一般的水準だったようである。こうした小作権の購入に対し当時の農家は「三年でとりかえせる値段だ」と買うことができる、それ以上だと採算が合わない」という計算をしていた。

(4) 「大正から昭和の初期にかけて自作地をもとめて他町村に転出する者もあったが、東北各県や他町村からの移住者が増し……」(『開基七〇周年記念誌』、一〇頁)。

(5) なお、中村農場および農業の展開の概要について、更に詳しくは北海道農業会議・美唄市農業委員会『農業近代化と集落・生産組織の課題と今後の展望——美唄市中村地区の事例——』(昭和五四年三月) 参照。

(二) 中村農場における村落の形成とその諸態様

(1) 農区の編成とその二側面

第21表 入植当時の農区の構成
(単位：戸)

農 区	戸 数
元村 (1農区)	26
2農区	18
3 "	15
4 "	19
5 "	19
6 "	11
7 "	14
8 "	14
9 "	11

注.『開基70周年記念誌』より.

最初の三重県からの入植者は、「出身部落毎、或は親戚知人関係等によって数組にわかれ、小部落を形成してそれぞれ土地を割当てして開拓の鉤がおろされた⁽¹⁾」。こうして編成された組が農区とされた模様で、入植当初は元村地区もふくめ九農区が設けられ、後に大正期になって一農区が追加された。最初の九農区の構成は第21表の通りで(前掲第三図参照)、ほぼ一〇〜二〇戸の規模の組であった。この農区が農場側にとっての小作管理組織の単位となり、同時にまた入植した小作農家にとっての地縁組織、講等をはじめ生活・生産のために結びあう近隣互助組織ともなった。以下この両側面から農区を中心とする村落形成の諸態様をみてみることにしたい。

(1) 農場の小作管理機構としての農区

農場には農場事務所が設けられ(第三図参照)、管理人を配して農場の管理運営、小作の管理統制にあたらせていた。とはいえ、管理人が多数の小作農家を個々直接に掌握管理することは困難であり、農区ごとに小作農家を掌握管理する方法がとられ、各農区は農場の小作管理機構の一環としてその末端組織をなした。農場からの小作料徴収等に関する各種の指示伝達は各農区ごとになされ、賭博行為の厳禁を指示する「風紀ニ関スル規約」の告示や、小作農家に農業への専心従事を求める「農場内へ移住セント欲スルモノハ農耕ノ業ニ従事スルモノニ限り許可相成り候」といった告示等小作農家に対する諸種の規制も各農区を通じてなされた⁽²⁾。

各農区ごとに伍長がえらばれ(そのえらび方は農区によって種々であった)、さきの農場からの指示等は伍長を通じて農区内の各小作農家に

伝えられる形となっていた。その意味では伍長は小作管理機構の末端に連なる存在であったが、他面各農区の小作農家の代表ともなる存在であった。例えば、冷害・凶作時に小作料の減免額をきめる立毛検査のときには農場管理人とともに伍長も立会うわけであるが、このときの伍長は小作管理機構の末端としての側面と小作農家の代表としての側面との両方をあわせもつ形となる。そして後者の側面は、ときには、「農区代表として小作料減免のことで管理人のところに交渉にいった」というような行動に転化することにもなる。そうした可能性の如何は後述する農区内の小作農家相互の自主的結合の強弱如何とも関連することになる。

農区―伍長はまた行政関係の指示等を伝えるルートでもあった。⁽³⁾町村の行政区としては中村農場で一行政区を構成していたが（一八区、ここから更に昭和七年元村地区が分離して別の行政区を構成―二七区）、部〔区〕長には大正末頃まではずっと農場管理人等となり、役場関係等対外的なことはすべて農場側があたっていた。⁽⁴⁾

農場内の運営については「農場支配人を長とした伍長会議の決定にもとづいて諸行事をすすめていた」。⁽³⁾このように農場事務所、管理人が農場の小作管理にあたり、対行政関係、農場内諸行事の運営等を一元的に統括、主導していたわけであるが、農区、伍長が一面ではその場合の末端組織として位置づけられ、動員されていた。⁽⁶⁾

(ロ) 小作農家の地縁組織、近隣互助組織としての農区

しかし他面で農区は小作農家にとつての地縁組織、講をはじめとして生活・生産のために種々の形で結びあう場でもあった。小作農家は三重県からの団体移住者ということで相互に同じ国ことば、同じ生活習慣を有する同郷者同志であり、特に「出身部落毎、或は親戚知人関係毎」に農区が編成されたこともあり、郷里の習慣、社会関係をもちこみながら農区ごとの結びつきは概して密であったと考えられる。そしてまたこの農区ごとの小作農家相互

の自主的結びつきのあり様、その強弱如何が小作管理機構としての農区のあり様にもかかわってくることになる。

農区内の小作農家相互の結びつきとして最も重要だったと思われるのは講の集まりであった。それは郷里伊勢地方の習慣をもちこんだものと思われるが、毎月各農区ごとに当番の宿に集まって連夜^{たいや}の講がもたれていた。当時はほとんどが浄土真宗の信徒だったらしく、ほとんどの農区でこの講が行われ、また各農区の全戸が参加していた（もつとも遅れて大正中期に設立された一〇農区では三重出身の人が少なかつたためであろうか、この連夜講はもたれていなかった）。宿は順次まわり番で各農家があたることになっていて、その折の会食のための組内共有の椀を備えている農区もあった。そして農区によってはこの講は戦後かなり後まで続いていた（これに類した慣行として農区ごとの報恩講をひらいているところもあった）。こうした講での月々の集まりは、農区内の小作農家全戸が寄合い意思を通じあう場ともなり、その積み重ねは農区内の諸慣行、社会生活の枠組みを形成し、農家相互の関係を律していく上で重要な役割を果たしたと思われる（これは初めは三重県出身者による同郷同宗者の講であったが、後から転入してきた他県出身者もほとんどがこれに参加していった）。

氏神を祭る単位もまた昭和の初めまでは各農区⁽⁷⁾ごとであった。もつともこの農区ごとの神社は「それぞれの青年がお守りをし……境内の清掃は小学生に受持たせ⁽⁸⁾」といった程度のもので、昭和五年に中村神社が設立される前から祭りは中村農場全体で統一して行われており、いわゆる部落統合のシンボルとしての整った体裁を備えたものはなかった。

各農区内ではまた、小作農家相互の近隣互助の種々の慣行も形成されていた。例えば葬式のときは伍長を初め農区内の農家がでて手伝い⁽⁹⁾あい、また農区内で病人がでたときは互いに労働力を提供して助けあい、火災のときには

見舞をよせあう等の慣行が農区内で形成されていた。⁽¹⁰⁾ こうした農区内の運営の内部実態、諸慣行、小作農家相互の關係の具體的様相については次項で六農区の事例をとりあげて更に詳しくみてみることにしたいが、ともあれここでは、以上のような形で各農区が小作農家の地縁組織、近隣互助組織でもあったこと、そしてそれが中村農場における村落形成の基盤となっていくことを確認しておくことにしたい。

(2) 農区の内部実態——逮夜講組を基礎とする村落形成——

六農区は前掲第三図にある通り農場のほぼ中央部に位置し、農場事務所もここにあった。石狩川と菱沼にかこまれ、土地の大部分は沖積土であるが、やや高めのため造田化が遅れ畑作時代が長かった。ここに入植して最初の六農区を構成したのは一一戸で、その後の移動、構成の変化は前掲第14表のとおりである。全体的に流動は激しいが分家層等もふくめれば三重出身者が多く、中村の中でも同郷に基づく古くからの關係が比較的残っている地域である。

ところで一般的に北海道の小作村落には部落資料が極めて乏しいが、幸い六農区には明治三八年からの会計簿の綴りが残されている。これは後述のように逮夜講等の集まりのときの出費の記帳が中心であるが、それに関連して農区内の諸種の動きにふれるところもあり、そこから農区の実態なり構造なりについて——勿論その全容ではないが——いくらかなりとも垣間みることができる。そこでこれを手がかりにしてできる限り農区の内部実態に迫り、その特徴を探ってみることにしたい。

(イ) この会計簿には断片的ながら組内の種々の事柄が記録されているが、大部分は寄合ひの際の諸種の出費や講の積立金の出納の記帳である。諸種の出費は誰かが立替払いしてその都度記帳し、各戸均等負担の形で必要に応じ

て徴収し、最後に年末ないしは年初の寄合いで清算することになっていた。必ずしも熟した形ではなかったが、これがいわばこの六農区の「部落財政」のスタイルであった。このように組の支出は各戸均等負担であり、また後述のように講や寄合いの宿も輪番である等、この会計簿からうかがう限り農区Ⅱ組の運営、内部の社会関係はかなり平等な関係であった。それは、互いに同郷で小作農家として同質、平等であるという当初の關係に基づいていたと考えられる（もともと、当初は平等な關係でも分解が進めば、例えば元村などでは大正末には部落費等の負担額にも差が設けられるようになっていた）。

逮夜講そのものは、既に説明したように逮夜に当番の宿に組内の各戸が集まって経をあげ、それから一緒に膳をかこみながらよもやまの話をしあうというものであったが、こうした講を通じての定期的寄合いは、組内各戸のつながりをつよめ同郷、同宗の組の連帯を確認しあい、ひいてはそうした組の存在自体を確認しあう場としての意味をもったであろう。⁽¹⁾それは新たに他から転入してくる者に対しても——転出入自体は同郷同宗者の集合である組の連帯を弱める契機ではあったが——組に同化させる役割を果たしたであろう。講ではまた各戸から積立金を積み立てさせ、これを組内に貸し出すこともやっており、それはやがて組合貯金に発展していくが、この点は後にふれることにしたい。

講の宿は前に述べたように当番で毎回交替していた。この講の宿とは別に農区Ⅱ組の「初寄」、「盆」、「年末」等の一年間の寄合いの宿がきめられ（「宿元」ないしは「本宿」、組の会計簿等もここに保管される）、これも年ごとの輪番となっていた。宿元も組の世話役的な存在であったのだろうが、伍長とはまた別にきめられていたようである。興味深いのは、この会計簿には毎年の宿元は記録されているが伍長は大正末までは記録されていないことで、

これは会計簿のスタイルの変化ということと同時に、伍長と宿元との農区Ⅱ組での位置づけの差があったためかもしれない。ともあれ、十数戸程度の小さな単位であったことにもよろうが、農区Ⅱ組はこのような単純な構成であった。

(四) 明治四〇年頃までは宿元に保管されひきつがれるべきものが会計簿に逐一記録されているが、その内容はその当時の組の内部態様の一面を伝えていて面白い。例えば明治三九年には次のように記録されている。

組合書類預置

三十一年度 夫食料 割宛帳面壹冊

三十四年度 夫食料 指令ウツシ帳面壹冊

組合帳面第二冊

土地買受念書壹冊

帳面バコ壹個金貳十六錢入

二拾八年当地移住ノ時

組合契約証一冊

写真一枚

其他諸書類一袋

組内共有梔〇〇

宿元ニ預置候也

ここに記されている夫食料というのは恐らく農場から配分された食糧か何かのことであろう。指令ウツシ帳面というのも農場から各農区に発せられた指示文書等を記録したものであろう（農場の小作管理機構としての農区）。組内共有税もあげられているが、これは逮夜講をはじめ組の寄合いのときに鳥メシをつくって会食するのを常とした、それに用いるもので、戸数分を組で備えていた。⁽¹²⁾「二拾八年当地移住ノ時組内契約証一冊写真一枚」が保管物とされているのも面白い。この組内契約証の中身は分らないが、恐らくは移住時の心がまえや組内の規則などを確認しあったものであろう。これらの組としての保管、ひきつぎは、同郷と開拓の苦勞の共有による連帶、そして農区Ⅱ組としての一体性をその都度確認しあう意味をもっていたものと思われる。

以上のことも関連して注目されるのは土地買受念書である。聞き取りによれば、かつては組内で土地（小作権）を売るときは組（伍長）に申し出、組で購入の希望を募り話しあってから買手をきめることが暗黙の了解事項とされ——買手に資金が足りないときは講の積立金等から融通しあった——、このように組、当事者で話をまとめてから農場に届出る仕来りになっていた。前出の土地買受念書はそうした仕来りに基づく小作権の売買のときの念書であり、それがこのように組内で保管され、ひきつがれたということであろう。そのことは、農区Ⅱ組が小作権売買の調整にあたり、組内への売却を誘導する関係が存在したことを示すものである。それは恐らく前述したような同郷、開拓の艱難辛苦の共有という特殊な事情のもとで形成された関係であると思われるが、北海道の小作制大農場としては大いに注目される点である。⁽¹³⁾

(イ) 次に組内の諸行事や諸慣行についてみておこう。組の一年間の主な行事はおよそ次のようなものであった（明治四三年の場合）。初寄り（一月四日）、ドンド焼（一月一四日）、旧正月、「不明」（四月九日）、農上り（五月

末)、盆、二百十日、祭典(九月一五日)、天長節、報恩講(十一月二七日)等。

これらのほとんどは全国的に共通の行事であるが、農上りは春の蒔付作業が一段落したときに組で集まって祝うもので(豊作祈念も兼ねたものである)、農区によって日は一定していないがどの農区でもたれていた。秋の祭典は中村全体の行事として営まれていたものであり、報恩講は前述した農区Ⅱ組の報恩講としてもたれていたものである。このように連夜講の集まりとはまた別に設けられたそれぞれの節目ごとの行事が組の行事としてほぼ定型化され、後にはそれらの際の神社への供物についての規定まで設けられていた。⁽¹⁴⁾逆にいえば農区Ⅱ組がこれらの諸行事をとりおこなう単位となっていたのである。

こうした定型化された機会とはまた別に組で集まることも少なくなかった。後述する転出者の送別会、嫁取り、嫁入り等の祝儀等もそうである。また会計簿には「一金 九拾六錢 シメリ祝」といった記述もでてくる(明治三年)。待望の降雨を組で集まって祝した、その費用の記録であらう。その他、例えば、「五月十七日 一金 壹円 八拾錢用水ザラへ入費 九月廿三日 一金 貳円也……右ハ九月廿三日道路工事修了ニ付事務所ヨリ酒五升貰受ケテ宴会ヲナセリ」といった記録もみられる(大正一〇年)。道路工事、砂利敷、用水路掃除、草刈り等の賦役は組が単位となっていたわけであるが、これはそれらの折、組で集まって宴会、会食があったことをしるしたもので、農場事務所から慰勞の酒が届けられていることもうかがえて興味深い。

農区Ⅱ組内にはまた相互扶助等の種々の慣行が形成されていた。「〇〇之火事見舞 一金一円」(明治四五年)。こうした記録はしばしばみられ、組内での火災の罹災者に対する見舞金の支払いが慣行化されていた。これは会計簿だから見舞金の支払いが専ら記録されているが、その外、出火の際の近隣からの消火への出役等も慣行化されて

いたであろう（昭和六年度改正規約の第四項に「村方に於て火事有し場合村方が酒二斗出し」とあるが、これは恐らく消火の出役に対する慰労の酒の意味であろう）。

葬式についても組が主にあたっていた。例えば大正八年の初寄りの決議事項に次のような「葬儀ニ関スル訂正事項」が記録されている。「一、御トキハ出棺後一回トナス事 二、酒ハ一椀宛トス 三、村方婦人ハ其家主ニ依リ依頼スル事」。これは直接には斎や酒のふるまいについての組のとりきめだが、それは組が葬儀にかかわることが基礎になってのことである（なお、注（9）にあげた元村での葬儀に関する決議にも伍長が葬儀の運営にあたることでている）。

耕馬はほとんどの小作農家に普及して不可欠の生産手段となっていたが、その死亡に対しても組で相互扶助をはかることがあった（購入資金の融通）。少し時期が新しくなるが次のような記録がみられる。「〇〇〇〇、〇〇、右両人ニ対シ耕馬死亡ノ為メ傭人ニ付前記金壹百貳拾円ヲ無利子ニテ向フ三ヶ年貸与ス但シ壹ヶ年金四拾円宛返納スル事」（昭和一六年、講の積立金からの融通である）。

婚礼に際するふるまい酒の規定は組の初寄りの協議事項でしばしばとりあげられる項目であった。「嫁取りは村方へ酒二升青年へ酒一升 娘嫁す時は村方青年に酒二升 ムコ取りは村方へ酒五升」（大正一五年）。嫁取りよりもムコ取りの方が酒が多いこと、村方（Ⅱ組）に対してだけでなく青年達にも酒がふるまわれ、しかもこの場合嫁取りよりも組内の娘が外に嫁すときの方が酒が多いこと等はなかなか興味深い。こうしたとりきめが会計簿にでくくるのは明治三十九年が最初で、その外昭和六年、一一年、一五年などにもほぼ同様のとりきめをみることができる。こうしたことを組としてとりきめているのは、婚礼における酒のふるまい方が度を越していくことに対し組であら

じめ協議して平等にその量をきめ、適度な範囲にこれを調整しようとするものであろう（各戸の関係における調整者としての組の役割⁽¹⁵⁾）。

北海道の小作村落は農家の流動が極めて激しいが、それは前掲第14表にあるように六農区でも例外でなく、特に明治末から昭和初期頃までの農家の転出入が極めて激しかったことは既に述べた通りである。組への転入に対して組としてどのようなことを行ったかは、会計簿の限りでは「〇〇 村方入り⁽¹⁶⁾」といった記述がときどきみられる程度で詳細は不明である。またその「村方入り」の内容・形式がどのようなものであったかもよく分らないが、「村方」は組としてのつきあいへの仲間入り、組の速夜講の参加とともに、ある場合には講の積立てへの参加等もふくまれていたであらう（例えば次のような記録がある、「大正一五年一月七日 〇〇〇〇氏積立金加入出金 一金七一円六一銭」、もっとも資金に乏しいはずの小作農家の総てが果たしてこれに参加していたのかどうかは分らない）。

一方、転出の場合については、「〇〇〇餞別一金五十銭」といった記述が頻繁にみられ、転出者に対して組から餞別が出されており、また「〇〇北見国へ移住ニ付送別会ノ入費」（明治四五年）といった送別会の費用についての記録もしばしばあらわれている。こうした慣行をうけてであらう前掲の昭和六年度改正規約にも組内からの転出について「移転の時は村方に酒三升出し停車場見送りの時弁当酒なし」といった規定がおりこまれている。更にまた「三月一日〇〇〇〇移転ニ付勘定」（大正三年）というような移転にともなう講の積立金や貸金の清算の記録もみられる。頻繁な農家の転出入は組の安定化・緊密化をそこなう要因ではあったが、組では一方でこのように「村方入り」、「送別」等の形で組としてのこれへの対応を慣行化・形式化しつつ、その中で新来者の速夜講組への組み入れ、同化をはかりながら組としてのまとまりの維持をはかっていた。

第22表 積立金（基本金）とその運用の動向

	積立基本金	うち貸付金 ()内人数	信用組合 へ預入れ
	円	円 人	円
大 正 10 年	600	398 (7)	
12	940	940 (9)	
14	626	240 (5)	384
昭 和 2 年	1,211	729 (7)	424
4	1,616	917 (9)	562
6	2,254	2,127 (2)	18
12	1,723	1,540 (7)	174

注. 前記会計簿より集計.

第23表 積立金の貸付状況

(単位: 円)

農番 家号	大正10	11	12	13	14	15	昭和2
⑦	100	50	100				
⑨	30	30	30	200	120	120	150
⑩	50	60	130		80	150	150
㊦		150	150				
㊧	20	120	120	100	20	70	100
㊨		30	30	30			
㊩	80	120	120	120			
㊪	100	100	200	300			
㊫	18					50	100
㊬			60	100	20	110	150
㊭					70	70	86
㊮							50
㊯		65					
㊰		50		50			

注 1. 出所は前表に同じ.

2. 農家番号は第14表と同じである.

(二) 前にもふれたが、組では資金の積立て、貸出しの講をも行っており、それは大正中期頃には貯金組合的な面も備えるようになり、会計簿はその出納簿的な面をもっていた（最初積立金という表現が使われていたのが大正一〇年以後は組合貯金という表現がしばしば使われている）。その動向を第22表に一年おきにとってみた。積立基本金は昭和期には一、二千百円の規模に及び、更にそれらの大部分は講員への貸し付けにまわされていた（一時期余剰部分が信用組合に預け入れられているが）。その各戸への貸付けの状況を更に第23表でみてみた。貸付先や額がどのような基準で定められたものかは不明であり、また講ということもあって信用組合の貸付けと同一には考えられないが、一件当たり平均一〇〇円程度でしかもかなり多数に幅広く貸し出されている（一二一三戸中五、一〇戸）。金利は一割で当時の農村の金利としては相対的に低利

である（昭和一二年七分に下げられている）。組の資金面での相互扶助⇨相互金融的な側面をそこにみることできよう。聞き取りによれば当時産業組合はまだ資金が不足で、資金を借りたくてもなかなか借りられない状況だったようで（因に中村農場内で大正一〇年に組織された産業組合の貯金額は大正期は二千元以下、昭和期も一〇年頃までは八千〜一万円の規模であった）、そうした中での講の相互融資はそれなりに重要な意味をもったと思われる。

(※) 前掲、注(10)で示した昭和六年度改正規約に「事務所に於ておわれし場合は村方相互に救い合う事」という非常に注目すべき規定がある（それは昭和一一年にも確認されている）。聞き取りによれば、その頃冷害凶作が連続し小作料未納問題が多発した。しかし農場側は凶作でも容易に小作料を減免せず、暴力団を使って強制取り立てにあたらせたこともあり、小作料未納で小作農家が農場側から追い立てをくうことが多かった。さきの取りきめはこうした農場側からの追い立てに対し、「村方」⇨組が連帯してあたることを確認しあったものである。この「村方相互に救い合う事」が具体的にどのような内容であったかは分らないが、組での相互扶助が農場の圧迫に抗する組の連帯へと発展したものである。ここでは組が農場の圧迫に対して小作農家が互いに連帯しあう場となっていたことに注目しておきたい（農場の小作管理機構としての農区と農場に対抗する連帯の場としての組⇨農区）。

(ハ) 昭和初期頃から以上のような組の内部諸態様にも一定の変化が生じてきたように思われる。それはまず会計簿の記帳スタイルの変化の中からうかがうことができる。会計簿は当初組の単なる会計簿的な面が強かったが、やがて組の諸種の面にわたる記録簿的な面もつようになった。特にそれがはつきりあらわれるのが年初の寄合いの際のとりきめ事項の記録で、これがきちんと記録されるのは大正八年頃からである（もっともそれは毎年でくる訳ではない）。年初の寄合いでその年の組の運営等に関することを協議することはそれ以前にもあったのかもしれ

ないが、それをきちんと記録し確認しておくことは組の運営形式を整える方向での重要な変化であったといえよう（農区の役員である伍長の改選結果が記録されるようになるのも大正一三年からである）⁽¹⁸⁾。

とくにそれをはっきり示しているのが既にしばしば引用した昭和六年度改正規約で、これは組内の諸慣行や運営にかかわるとりきめを規約というスタイルで明文化したものである。もともと、その主たる内容はちょうど昭和六年一月一五日の第一八区伍長会議での生活改善の立場からの葬儀、火災見舞、婚礼、入退営等の簡略化をとりきめた決議事項（後述）にそったものであったが、同時に前述した「……村方相互に救い合う事」というとりきめや、「村方中に於て不幸に相愚し村方の手助けを得る時は各自自弁にて手助に来る事」という互助・互救のとりきめもふくまれていた。ともあれ、それは一面で町村——一八区伍長会議というルートでの上からの指示、働きかけにそつたものであったが、同時に組の運営形式の整備がはかられてきていることを示すものであった。

こうした初寄りの決議事項は更に昭和十一年から一六年まで毎年記録されているが、昭和一六年などの場合には「村方ノ集会ノ場合ニ出席出来ザル場合隣ノ者ニトドケルベシモシ無トドケノ場合ハ決議事項ニ対シテ初（異）言ヲユルサズ」といったことが明記され、上からの統制強化の時代状況の反映のためでもあろうか、組の運営にもそうした規制的な面の強化がうかがわれる。

会計簿では農事活動関係にふれるところは極めて少なく、「肥料申込集会」（大正九年）、「昭和八年種物覚へ組合ニ対シエンバク注文拾七俵申込ノ内受取数拾五俵内訳……」等がでてくる程度である。そのことは農区Ⅱ組自体としての農事活動へのかかわりのうすさを示すものといえようが、農事活動自体は昭和八年に設立される農事実行組合で主に取り組まれることになる。ところで、その農事実行組合は、一定規模戸数の確保という上からの指導も

あつて六農区では隣接の一〇農区と合して設立され（一八区第二農事実行組合、戸数二四戸）、したがって農事実行組合と農区Ⅱ組とではその範域・メンバーが異なることになった。そして農事実行組合も農事改良活動を軸にしたその取り組みを通じ、一〇農区と六農区を合した地縁組織としてのそれなりの結びつき、まとまりを形成していった。そのことはまた農区Ⅱ組の方のあり様にも微妙な影響を及ぼしていったと思われる。例えば近隣互助活動でも組と農事実行組合との区別が問題となってくる（昭和一年の初寄りで改正された規約に「実行組合ノ葬式ノ時五拾銭集メテ持参ノ事 村方ノ時ハ金五拾銭以上個人ニテ持参ノ事」と実行組合の葬式と村方Ⅱ組の葬式とが区別され別々の対応がとりきめられている）。そして昭和一六年戦時動員体制確立のためこれらは部落会に改組されたが、その改組はこの農事実行組合を単位としてなされた。それにともない、それまでの農区Ⅱ組は公的な側面を失い（行政的な認知の喪失）、私的な単なる諸集団にすぎない存在となつていった（会計簿の記帳にもその変化が昭和一七年以後かなりはつきりあらわれている）。

(ト) 以上六農区を事例として会計簿の記帳を手がかりとしながら農区Ⅱ組の内部諸態様についてみてきた。農区形成当初の同郷性、同宗性を基礎に速夜講が農区内の全戸でもって組織され、その講組の密な結びつきが農区内の小作農家相互の社会的結びつきの中心をなした。農区自体は農場側によつて設定された範域、枠組みであつたが、その内部にこのような小作農家の自主的な結びつきが形成されており、いわば農区がそうした紐帯形成の基礎的な枠組みをなした（農区Ⅱ組）。そしてその農区Ⅱ組内で諸行事や近隣互助等の諸種の慣行―小作株売買の調整や農場側の追い立てに対抗する「村方相互の救い合い」等の注目すべき慣行さえ形成され、農区Ⅱ組は小作農家が自らの生活・生産を相互に支え、補いあうために結びあう基礎的な場、地縁組織となつた。そしてその農区Ⅱ組はまた未

整備ながらも独自の財政と役職、内部運営の取り決めも有し、更に神社をも祭る組織となっていた。

しかしながら、それはまだ未成熟であり（昭和期の変化はある意味ではその整備の過程であった）、かつそれ自体で村落として完結しうるものではなかった。それは独立した一つの村落というよりはむしろその班Ⅱ村組的な存在により近かった。村落としての自律性、完結性はむしろ中村農場地区全体の中に求められるべきであったが、農場規模での統合力は地主Ⅱ農場側が掌握していて、村落成員たる小作農家自らがそれを獲得していくのは次に述べる昭和初期以後における新たな展開を通じてのことであった。

(3) 昭和初期以後における村落の新たな展開

(イ) 農区Ⅱ組が昭和初期頃から変化しつつあったことは六農区の内部実態をみる中でも簡単にふれたが、これを更に中村地区全体の立場からもう少し立ち回って検討を加えておくことにしたい。昭和初期頃からあらわれる変化の主な点とその特徴を最初に概観しておけば次のようなことが指摘できるであろう。

主な変化の一つは、区長等が小作農家から選ばれるようになったことである。前述したように区長にはそれまで場主ないしは農場管理人がつき、役場関係等対外的なことはずべて農場側があたっていたが、「大正末期頃より小作人からも代表を選ぶようになった」⁽¹⁹⁾。町会議員もやや遅れて昭和一三年に小作農家から選ばれている。区長が小作側から選ばれることによりそれまでの「農場支配人を長とした伍長会議」⁽²⁰⁾自体の性格変化をよびおこし、実質はともかく形式としては区長―伍長の小作農家自らによる運営という形をとることになった。

二つには、小作農家が全農場的な規模で結集しうる場が大正末期頃からふえてきたことである。そうした場は以前にもないではなかったろうが、この頃からそれが全農場的な規模の組織の形成という形で展開した。さきの伍長会

議もそうした場の一つとしてよいだろうが、その外中村産業組合の設立（大正一〇年）、中村農場火防衛生組合設立（大正一四年）等もそうである。またやや問題が異なるが、昭和五年になって初めて部落統合のシンボルとされる神社が中村地区全体の規模で設けられた。それまでは農区ごとの神社しかなく、いわば中村地区全体を統合するシンボルを欠いていたのである。

更にもう一つは農事実行組合が中村農場においても組織されていたことである（昭和八年）。農事実行組合は農区を単位として設立される場合と数農区を合して設立される場合とがあり、それによって農区Ⅱ組に及ぼす影響は異なっただと思われるが、いずれにせよ農事実行組合の小範域での設立は小作農家の地縁的結びつきに新たな枠組みをもたらした、農区Ⅱ組のあり様にも影響を及ぼすものとして重要である。昭和一六年の部落会への改組は農事実行組合の範域を基礎とするものであった。

以上のような一連の変化の過程の中に中村農場における村落の新たな展開をうかがうことができるわけであるが、このような変化の基盤として次のことを指摘しておく必要があるだろう。一つは、前節でみたようにこの時期に一部の小作農家層の上向展開がみられ、一〇町歩、一五町歩といった規模の農家が層として形成され、これらの層を中心に小作農家がその実力をたくわえてきたことである。もう一つは、以上のことと裏腹のことだが、農事改良・生産力展開でそれまで地主が有していた生産的役割、主導性が次第に低下し、代わって農会、産業組合、農事実行組合の主導性が増大すると共に直接生産者としての小作層が生産力の担い手としての位置を高めてきたことである。

(四) 昭和六年一月の第一八区伍長会議の報告が元村の部落資料に残されているが、これは前述のような意味で一つの転換点にあった中村農場の村落の様相を伍長会議の側面から明らかにしてくれていてなかなか興味深い。

まずその形式面において興味深いのは、一つは区長の選出の仕方である。この伍長会議では前区長の病気による辞任をうけて新しい区長を選んでいるが、その選出は伍長による選挙という方法をとっている。それは区長が農場管理人ではなく小作農家から選ばれるようになったためだが、伍長会議の場で小作農家自身の手によって選ばれる形となったのである。

もう一つ興味深いのは、この伍長会議での決議事項と選挙結果を「第一八区々民一同様 第一八区内出席伍長一同」としてガリ刷りで印刷して報告する形をとっていることである（この伍長会議の記録が残されているのは恐らくそのためであろう）。それは、決議事項自体の周知徹底をはかることが重要であるという判断のためもあるが、区長が農場管理人から小作農家自身に変わったことによる伍長会議自身の性格変化の反映ともみることができないではないか。すなわち、従来の「農場支配人を長とした伍長会議」は、その決定にもとづいて農場内の諸行事をすすめる機関であると同時に小作管理、農場運営のための機関であった。ところが農場管理人が区長から退くことにより伍長会議のそうした側面は変化し、伍長会議は形式としては各農区の代表の協議の場、地域内の社会的生活部面にかかわる慣行や諸行事の運営等を小作農家自身がとりきめる場となりうるものであったからである。

ところでここでの決議事項自体は葬儀会葬、火災見舞金、婚礼、入退宮者に関する件で、見舞金額や酒肴のふりまい等についてとりきめ、その簡素化をはかろうとしたものであった。恐らくは恐慌、凶作下での役場等上からの生活改善運動の奨励にそつたものであると思われる。そうした点にもこの時期農場側からよりもむしろ行政系統を通ずる働きかけのウエイトが高まりつつあったことがうかがわれる。決議事項の中には、「会葬ノ儀式ニハ其農区ノ関係者ハ御膳ニ向ハズ……」、「各農区ニ於テ火災ニカカリタル者アル時其農区ノ伍長ハ区長ニ通報シ区長ハ各伍

長ニ通知スルモノトス」等農区や伍長の役割にふれる事項もみられるが、特に注目しておきたいのは次のような懲罰規定がおりこまれていることである。「……各項ニ違反シタル各農区ハ関係者両隣ノ者ヲ責任者トシテ戸数割ニケ宛ヲ一ケ年間負担スルモノトス」。前にみた六農区の組内のとりきめには必ずしもみられなかったこうした懲罰規定が、しかも両隣の連帯責任制としてうち出されているのである。

(イ) 中村産業組合はほぼ中村農場区域を範域として組織されていた。それは前述した農区Ⅱ組の講の積立て（その貯金組合化）の経験を基礎に設立されたもので（四ノ六農区中心）、したがって設立の契機、その後の運営も他の多くの小作農場での産業組合の場合とちがっておおむね自主的・自立的であった（事務所も独立、組合長も小作農家）。組合員も大正一五年頃には小作農家の過半に達し、しかもその出席率をみるとほぼ七ノ八割と高率であり、産業組合は小作農家が全農場的な規模で自主的に結集しあう重要な場となっていた。産業組合はまた事務所、倉庫、更には精米所、家畜診療所等の小作農家自らの共同施設を農場施設とは別個に装備する恐らく唯一の主体であった。産業組合はこのように小作農家が全農場的規模での結合・統合性を自ら獲得していく場という面からも重要な存在であったと思われる。それは戦後にもひきつがれ、中村地区で一つの農協を形成し、中村地区としてのまとまりを強化する基盤の一つとなっている。

なお、中村産業組合がいわば部落産業組合に近い小規模な組合であったにもかかわらず、その事業・組織基盤確立のためにはやはり農区を一つの抛り所としていたことにも注目しておきたい。「組合事業上便宜ヲ計ルタメ各組ニ世話人ヲ置ク」⁽²²⁾（昭和五年）。また出資増強運動では年々の出資予定額を期間内に払い込んだ「者には一割の奨励金を交付する。それも部落連帯責任として一人でも怠った者があればその部落の全員に奨励金を支払わない」⁽²³⁾とい

第24表 農事実行組合の組織概況

	設立年月日	昭和13年 組合員数	昭和15年				加入産業組合
			組合員数	理事数	監事数	事業所数	
18区第1農事実行組合	昭和 8. 3. 24	32	31	6	2	5	中村産業組合
〃 第2 〃	8. 3. 18	24	24	5	2	5	〃
〃 第3 〃	8. 3. 19	28	26	5	2	5	〃
〃 第4 〃	8. 3. 20	16	16	5	2	5	〃
〃 第5 〃	8. 3. 19	22	22	3	2	5	〃
〃 第6 〃	8. 4. 1	9	9	6	2	5	——
〃 第7 〃	11. 4. 21	18	18	6	2	5	中村産業組合
27区第1農事実行組合	8. 3. 15	18	18	6	2	5	中村産業組合
〃 第2 〃	8. 3. 27	22	22	5	2	5	〃
〃 14線 〃	14. 3. 18	16	16	6	2	5	〃
〃 16線 〃	8. 3. 28	23	24	6	2	5	〃

注. 『美唄町史』(昭和15年刊)より. ただし昭和13年については北海道庁産業部『第4次農事実行組合要覧』より.

う農区の連帯責任制の方法を用いていた。農事実行組合が組織されると、そこが組織拡大、事業推進の基盤となった。

(二) 次に農事実行組合について農区Ⅱ組とのかかわり、それが農村組織の再編に及ぼす影響に焦点をあてながら組織の概況、活動の実態をみておくことにしたい。農事実行組合の全体的な組織概況は第24表に示したとおりである。ほとんどは昭和八年一斉の設立である(二組合だけやや遅れている。一つは分離独立のため——二七区一四線、一つは昭和に入ってから開拓された地区のため——一八区第七)。

組合員数規模は一、二の組合を除きたい二〇戸前後である。組合の機構も画一的な構成で、こうした点からも農事実行組合が直接的には上からの指導によって組織されたことがうかがわれる。農家の農事実行組合への加入率をみると、昭和一三年で一八区、二七区ともに八八%となっており、当時の小作村落としてはかなり高率である(因に空知平均でも八八%の加入率だが、自作は九八%なのに対し小作は七九%である)。

第25表 農区——農事実行組合・部落会——戦後集落の区域的関連

農 区	農 事 実 行 組 合	部 落 会	戦後集落
3農区	18区 第1農事実行組合	第 1	1 区
4 区			
5 区			
6 区			
10 区			
7 区			
8 区			
9 区	第 2	第 2	2 区
7 区			
8 区			
9 区			
7 区			
8 区			
9 区			
7 区	第 3	第 3	3 区
8 区			
9 区			
7 区			
8 区			
9 区			
7 区			
8 区	第 4	第 4	4 区
9 区			
7 区			
8 区			
9 区			
7 区			
8 区			
9 区	第 5	第 5	5 区
7 区			
8 区			
9 区			
7 区			
8 区			
9 区			
7 区	第 6	第 6	6 区
8 区			
9 区			
7 区			
8 区			
9 区			
7 区			
8 区	第 7	第 7	7 区
9 区			
7 区			
8 区			
9 区			
7 区			
8 区			

注. 聞き取り等による.

範域が部落会、戦後集落の編成の基礎となっていることを念頭において前者の農区と農事実行組合とのかかわりをみていくことが必要であろう。

元村（二七区第一）には農事実行組合の資料がある程度残っているので、これにもとづいて実行組合の内部態様、活動の実態について簡単にみておこう。この農事実行組合は戸数三五戸、元村と一四線の二農区Ⅱ組の区域が合して組織され、後に後者の区域が分離して別の実行組合を組織している（農家構成は前掲第15表参照）。ここでは農事実行組合の主たる活動である農事改良はかなり活発で、堆肥検査や簿記記帳、大根、ナタネ種子の共同購入等多方

次に、この農事実行組合と農区との区域的関連であるが、第25表に両者のおよそのつながりを整理してみた。ここに示されるように農区がそのまま農事実行組合の単位となっているところ、二・三農区を合して単位としているところ、あるいは旧農区以外のいわば新たな開拓地域で設立されているところと種々である。それは直接的には一定の戸数規模を確保すべしとする上からの指導のためのようだが、こうした相違によって農事実行組合と農区Ⅱ組との内部的な関連も相違してこよう。ところで、この第25表については農区と農事実行組合の区域的関連と同時に、農事実行組合とその後の部落会、更には戦後集落との区域的関連、頭に冠した数詞の一致についてもあわせてみていただきたい。ここでは後者の側面、農事実行組合の

面にわたっていた。昭和八年に大発生して大きな問題となった稻熱病に対しても、試験場の技師の指導をうけながら初めての共同防除を農事実行組合の周到な取り組みによって文字通り全員参加で実現しており、⁽²⁴⁾こうした農事改良を小作農家全体に及ぼし技術の普及・定着をはかっていく上で果たす農事実行組合の役割は大きかった。

農事実行組合はまた、農事改良以外の方面でも産業組合に加入してその経済活動を末端で促進する役割や納税組合としての活動、火防衛生組合の活動を担ったりもしていた。その外、病人がでたとき病氣見舞金を出したり、「組合員中ニ於テ農馬死亡ノ際ハ相互扶助ノ目的ヲ以テ金十円ヲ見舞スル」慣例を農事実行組合でも設ける等、その活動は近隣互助等農区Ⅱ組のそれとも重なる面にまで及んでいた。また実行組合の機構と運営についてみると、庶務部、社会部等の外、副業係、統計係、牛馬籍係等も随時設けられ、予算・事業計画は定期総会であらかじめ協議され、全員の寄合いも年に五〜八回位はもたれる等、その組織・運営方法は形式的には六農区の例でみた農区Ⅱ組のそれよりもかなり整っていた。

以上のような農事実行組合の実態と特徴をふまえて農区Ⅱ組とのかかわりについて考えてみると、実行組合と農区Ⅱ組との区域が一致する場合には両者は実質的にはかなり一体化し、実行組合は主に農区Ⅱ組の農事部門担当というような形になっていた⁽²⁵⁾と思われる。そして実行組合のより整った組織と活動の形式が農区Ⅱ組のあり方に対しても影響を及ぼし、そこに新たな枠組みをもたらすことにつながっていったのではないか。逆に農区Ⅱ組での小作農家の結びつき方如何が実行組合の組織と活動のあり方にも影響を与えたであろう。

また、実行組合と農区Ⅱ組の区域が一致しない場合でも、農事実行組合が農事活動だけでなく近隣互助等の機能も有した新たな地縁的結びつきの場をなし、それがやがて部落会への改組の単位としてひきつがれ、農区Ⅱ組の結

びつきをそこに吸収していくことになる。新たな地縁組織形成の枠組みとしての農事実行組合の意味は昭和に入ってから開拓された地域などでは特に大きかったであろう（一八区第七農事実行組合等）。

以上にみたような展開はおよそ次のように要約されよう。各農区の連夜講組を基礎に村落形成が進められつつも、その農区Ⅱ組をこえた農場規模での「小作農家自らの」統合性、村落としての完結性をなお欠いていた大正期までの展開は、昭和初期以後ややその様相を変えた。それは大きくは、区長が小作農家から選ばれ、伍長会議も各農区の代表の協議体となるといった形で小作農家自らが全農場の規模での統合性を獲得していく動きと、農事実行組合の組織化等のインパクトもうけながら、農区Ⅱ組自体がその内部体制を整えていくとともに農事実行組合の組織化等を通じて村落の末端組織が一部再編されていく動きである。⁽²⁶⁾

昭和一六年の部落会への改組は戦時動員体制確立のための上からの強制であったが、それによって農事実行組合区域が部落会設立の単位とされ（そのため数農区の区域が合して農事実行組合を形成したところでは従来の農区Ⅱ組が事実上否定されることになった）、更に従来の行政区単位で部落会の連合会が設けられることになった。⁽²⁷⁾ そうした村落の構成の枠組みは戦後にも事実上ひきつがれることになる。

注(1) 『開基七〇周年記念誌』、七頁。

(2) 例えば元村（第一農区）に残されていた部落資料をみても、明治三一、三二、三三年、小作料納入に関する「告示」ないしは「通知書」が出されているが、それらはすべて農場管理人ないしは農場事務所から「第一農区」宛の形となっている。

(3) 例えば前記元村部落資料に「病虫害駆除予防ニ関スル件」として第一八部長大塚（農場管理人）名の各伍長宛の指示文書（明治四五年七月九日）がみられるが、これは行政関係の指示等においても部「区」長（Ⅱ農場管理人）―伍長がル―

トであったことを示すものである。

- (4) 「地主の支配下に置かれた小作人部落であつたために、村役場等とのつながりは一切地主側がこれにあたっていた」
『開基七〇周年記念誌』、九頁。

- (5) 『開基七〇周年記念誌』、九頁。

- (6) なお、補足的に村落の形成とかかわる農場内の神社や社会的施設等の整備の状況にもふれておけば、寺院、学校等の施設は開拓初期に農場の主導で設けられているが、その後の整備は必ずしも順調ではない(明治二九年、大谷派の僧侶派遣布教開始、三二年本堂新築、三七年説教場として公認、しかし寺号公称認可はずっと遅れて昭和三二年。明治三〇年寺小屋式児童教育開始、三三年公立尋常小学校創設、三五年校舎新築)。また、いわゆる部落統合のシンボルとされる神社の設置は、明治末頃から各農区ごとに小祠を建てる形でなされていて、中村全体の神社の設置は昭和五年までもちこされていいる。こうした点は、例えば前稿で取りあげた自作形態の団体入植の村落である栗沢村砺波部落等とはかなり異なっている。

- (7) 「明治の末期頃より出身地の風習にならつて各農区毎に氏神を守る神社を建て」(『開基七〇周年記念誌』、九頁)。

- (8) 『開基七〇周年記念誌』、四七頁。

- (9) 例えば、元村の昭和五年の年初めの寄合いの協議事項に「葬儀ニ関シテ決議」とあり次のようなことがきめられている。
「組員の集合範圍ハ当該家ノ希望ニ基キ伍長ニ於テ取計フコト 組員ニ対スル饗応ハ飯ニ一汁一菜トシ酒ヲ用ヒザルコト但シ送葬当日以外ハコノ限ニアラズ 火葬場出役者ニ対シテハ酒一升ヲ呈スルコトヲ認ム」。

- (10) 例えば六農区でも昭和六年に規約の改正を行い、葬式、入宮、婚礼、出火、移転、病氣等に際する相互扶助や酒肴の贈い等についての諸慣行を細かくとりきめているが、そこからも当時の農区内において社会生活面での種々のとりきめや近隣互助の諸慣行が形成されていたことがうかがえる。

- (11) 聞き取りによれば、連夜講の集まりは農区Ⅱ組の寄合いを兼ねることもあったという。

- (12) 因にこれらは他に貸し出すことも行われたようで、大正一五年の初寄協議では「膳枕他村へ借ス時ハ全部金貳円 但シ片方丈ヶ半額」という取決めをしている。

- (13) 土地買受念書自体の記録は会計簿にはその後出てこないが、こうした慣行自体はその後——いつまでかは不明だが

——続いていたようである。

- (14) 大正八年の初寄決議事項として「神社供物規定」が、例えば農上り 御酒一升 年末 御酒一升 松二本 鏡餅三升と
いった形で記録されている。

- (15) もっとも農家間の利害関係の調整という役割はここではそれほど強くはあらわれてこない。農家の激しい転出入が農家
相互間の矛盾を外に向けることで減殺し、農家が固定的な府県のムラほどにはその調整者の役割を必要とさせないため
であらう。

- (16) 会計簿では最初は「組合」ないしは「組内」という表現が用いられていたが、明治四四、四五年頃から「村方」という
表現が多く用いられるようになっていく。因に元村の場合をみると、当初は「元村 村方中」、「第一農区村方組合」など
の表現が多く用いられているが、昭和期には「組」（組内・組中）という表現が専ら用いられている。このように農区Ⅱ
組のそれぞれの表現は同じ中村農場の中でも区々であった。

- (17) なお、この点に関して元村では次のような決議事項をみることができる。「部落入り之人ハ酒二升魚代一円……当部落
ニ半歳以上居住ノ見込アル者ハ部落ノ交際ヲナスモノトス諸出役、金品ノ負担ハ伍長ノ任意ニ依ル事 但シ学校職員ハ其
ノ限リニ非ズ」。

- (18) なお、このとき以後昭和一〇年頃まで（大正一五、昭和二年を除く）六農区の伍長には⑩農家がずっとなっていて、宿
元が依然輪番制であったのとは対照的である。昭和一〇年以後は伍長も順次交替しているが、伍長職が労働力をさかれる
ためであらう、「拾九歳以上ノ男子ニ人ヲ有スル者ハ村方ノ伍長ヲシテ頂ク事ニ決定ス」と初寄りで決議されている（昭
和一六年）。

- (19) 『開基七〇周年記念誌』、九頁。もっともこうした変化は、農場管理人自体が大正末から有力小作農家から選んであて
られるようになったことも関係しているようである。

- (20) 同右、九頁。

- (21) 前掲『農業近代化と集落、生産組織の課題と今後の展望』、五三―五八頁参照。

- (22) 中村産業組合『総会議事録綴』。

- (23) 『開基七〇周年記念誌』、二二頁。

(24)

稻熱病に対する初めての共同防除の取り組みの経過の一部を農事実行組合の日誌から紹介しておこう。周到な準備と二日間にもわたる臨時総会の議論による意志統一を経て共同防除が実現されていく様子がここからうかがわれよう。日誌の記述は真剣味あふれるものがあつた。農事実行組合ならではの取り組みの一例といえようか。

昭和九年

四月一二日 定期総会 稻熱病防除ノ件等

二七日 元村小学校ニテ稻熱病防除講習会

六月二九日 臨時総会 会議一決セズシテ午後十二時休会ス

三〇日 臨時総会 稻熱病防除薬剤撒布方法ヲ決ス

七月 三日 午前十時ヨリ薬剤調査実地指導アリ 役員十四名受講ス

四日 〇〇庶務部長薬剤受取ニ出頭ス 同時ニ薬剤撒布ノ必要ナル物品購入ス。薬剤器具代金ノ借入ノ件〇〇、

〇〇阿氏中村信用組合ニ出頭上記ノ代金借入方ヲ依頼ス

十日 稻熱病防除薬剤撒布始メ 一四線総出ニテ共同撒布始メ員数三十一名噴霧器二二台一四町歩

十一日 一一町歩

一二日 一三町歩

一三日 七町歩 第一回終了

一七日 防除資金ノ借入 中村信用組合ヨリ資金四百八二円借入

八月 四日 稻熱病予察(農会技師) 〇〇氏出張予察ス 〇〇氏ノ苗代ニテ発見

五日 臨時総会 全員ニ稻熱病ノ実地ヲ視セ各自耕内地内ノ予察処分法ヲ決ス

(25)

元村では昭和五年頃から伍長、相談役水利員等の組の役員に手当を支給していたが、一四線の実行組合が分離・独立した後の昭和一六年、農事実行組合長手当を一戸当たり十円也で支給することを組内規約できめている。そのことは農事実行組合が組の役職として取り扱われていることを示すもので、農事実行組合が農区Ⅱ組に一体化していることを示すものであろう。その外、聞き取りによっても伍長が農事実行組合長を兼ねたところもあり、「実行組合ができてからは伍長の仕事は実行組合長にひきつがれた」とする受け取り方もあつたようである。

北海道の小作制大農場における村落形成

(26) 中村農場における昭和初期以後のこうした展開は、前稿「北海道における自作地主部落の展開構造」で述べたこの時期の北海道的な村落の形成の動きとはほぼ共通しているといえよう。

(27) 「戦時中の昭和一六年四月、町内行政上の区制が廃止となり、一八区を中村部落聯合会と称し、下部組織は農事実行組合区域を各々部落と呼んだ」(『開基七〇周年記念誌』、一一頁)。

(三) 戦後の展開の若干の特徴

(1) 中村農場での農地改革は第一次農地改革立法にもとづくという特殊性を有していたが、これによって五〇年近くにわたって続いた中村農場を解体し、小作農はすべて自作農として解放された⁽¹⁾(改革後の農家構成は前掲第17表参照)。戦後の農村社会の展開はこうして創出された自作農自らが直接担うこととなり、かつての農場による統合力は完全に失われた。これらの変化は農村の内部諸関係にも反映する。農協の設立をめぐって元村地区が分離し(行政区としては既に戦前から分離)、戦後の中村地区はそれを除いた地域でもって構成されることになった。他方、分家層や戦後開拓農家が泥炭地のため開拓が遅れていた地域に入植して新たな小集落を形成する(第七区―第三図参照)。

戦後の中村地区の農業は暗渠排水、客土等の土地改良、温冷床栽培の普及等によって反収水準をひきあげつつ造開田を一層おしすすめて水稻単作に転換し、臨時雇、季節雇等多数の雇用労働力に依存した稲作農業として展開した(昭和三〇年代半ば頃がピーク)。農家構成はその頃まで比較的安定的であった。しかしその後農業近代化、機械化、規模拡大の動きがこの地区をもとらえていく中で分解、離農が進み、特に石狩川河川改修事業(昭和四一―四五年)にともなう大量の農家の移転、離農(四八戸)があつて農家の流動性は再び高まり、それが農事組合Ⅱ区自

体の再編をも促していく。

戦後の村落はこうした基盤の上に構成され、農事組合Ⅱ区自体の再編をもともないながら展開していく。ここではそれらの展開自体を詳しく分析する余裕はないが、その特徴的な点をいくつかとりあげて検討しておくことにしたい。

(2) 戦後の中村地区の村落の構成の特徴の一つは、農事組合Ⅱ区を基礎単位としそれらの連絡調整の機関（協会）が中村一円の規模で組織されるとともに、農協、土地改良区等の団体もこれとほぼ同じ区域で組織されるという村落の組織の重層的な構成である。戦時中設立された部落会、連合会は戦後改革で形式的には否認され、「町の行政上の連絡事項は小部落毎に設けられた駐在員によって行われるようにな」⁽²⁾り、「そこで中村一円の諸行事の協議決定機構の必要から、自主的な組織として二十二年中村協和会を設立、農事組合区域毎に区を設け、おおむね各区長が駐在員を兼ねた」⁽³⁾。

ところで、農事組合Ⅱ区は後述のようにしばしば分離・統合されることはあったが、その基本は戦前の農区Ⅱ組、農事実行組合の区域をひきついだもので、地縁結合の基礎単位であった（前掲第25表）。「農事実行組合区域毎に区を設け」とあるように、農家の農事関係に関する組織の区域と行政区的な区域を一致させている点の特徴であろう⁽⁴⁾が、それは結局農家の生活・生産をめぐる組織を形成しあう基礎的な単位が農事組合Ⅱ区であったということであろう。それは農家相互の近隣互助の役割を担い、また区長は協和会の運営にも参画していたが、日常的には行政関係や農事・農協関係の問題の連絡・協議といったことが多かった。区長と農事組合長は兼ねる場合が多く、一年交替の輪番制が一般的であった。

協和会は農事組合Ⅱ区の連絡・協議機関であり、中村地区全体にかかわる行政関係全般を担当し、市の関係の連絡、中村地区内の諸行事の運営や重要問題の調整処理にあたつた。⁽⁵⁾ 市議員選挙の候補者の推薦・調整も協和会があたつた。

役員は会長と会計（昭和四八年から副会長もおく）だけの簡単な構成だが、これには長老的な人物が比較的長期に就任していた。年に何度か各区の区長をあつめて区長会議が開かれ、予算の協議や諸行事の運営についてとりきめていた。地区内の重要な問題はだいたいこの区長会議できめられ、ここがいわば各農事組合Ⅱ区間の連絡・調整の主な場の一つとなつていた。⁽⁶⁾ 協和会の経費の徴収については、戸数割と反別等の各戸ごとの負担力を勘案してきめる箇数割の二本立てで、後者の各戸ごとの評定については各々の農事組合Ⅱ区で検討してもちより区長会議でこれを確定した。

以上のように中村地区における村落組織は農事組合Ⅱ区という小集落とその連絡協議機関である協和会という二層において構成されていたが、更にその外、農協や土地改良区等の諸団体もほぼ同じ中村地区を区域として組織されていた。そしてそれらの団体も例えば農事組合―農協というような形で農事組合Ⅱ区を末端の単位とすることが多かった。このような形で多数の諸団体が同じ区域に集積していたことは中村地区という規模でのまとまりを強める上で重要な意味をもつた。特に経済的統合力を有する農協が中村地区で独立して組織されていたことは、そうしたまとまりを経済活動の面から補完・強化するのに重要であつた。⁽⁷⁾ 中村地区の村落は以上のように相互に役割を分担しあう重層的な全体において構成され、村落としてのそれなりの独立性、統合性もそうした中に存したとみることが出来る。

第 26 表 石狩川改修事業後の集落再編と農家の移動

昭和39年		昭和49年	昭和39～49年の転出入 ()内非農家	
			転出・離農	新設・転入
南 (6)	(6)	南 (6)	1	1
1 区(30)	(15)	1 区(21)	14	2
	(3)			
2 区(35)	(5)	2 区(12)	21(18)	
	(1)			
	(3)	中央(15)		10(?)
菱沼(14)	(10)	菱沼(14)	4	
	(1)			
	(4)			
	(2)			
	(1)			
3 区(35)	(9)	3 区(16)	18	1
	(5)			
4 区(17)	(1)		11	
5 区(20)	(11)	5 区(13)	8	2
	(1)	6 区(9)		
7 区(45)	(9)	7 区(14)	14	2
	(11)			
	(7)	東 (7)		
	(4)	8 区(4)		

注. 『開基 70 周年記念誌』と『開基 80 周年記念誌』の名簿から作成した. →印と () 内の数字は再編にあたっての農家の移動とその戸数を示す.

(3) もう一つの特徴としてあげられるのは村落組織の最末端をなす農事組合Ⅱ区の流動的性格である(もともとはそれはひとり中村地区の特徴であるだけでなく北海道全体に共通する特徴であったが)。それは端的には農事組合の分離・統合、範域、構成員の変化としてあらわれている。例えば次の通りである。

戦後の農事組合Ⅱ区は戦前の農事実行組合、部落会を事実上ひきつぎ、前掲第25表のような形で構成されたが、その後戦前の農区Ⅱ

組との関係の問題や食糧供出の割当問題等をめぐって農事組合の分割が生じている。一区↓南と一区（南は旧三農区で分家層主体、戸数は六戸のみだが距離が離れているため独立）、二区↓二区と菱沼（二区は旧六農区、菱沼は旧一〇農区）、三区↓三区の一と三区の二、五区↓五区の一と五区の二（後者は戦後の分家集団）等。

また、石狩川の改修事業（昭和四一―四五年）による耕地約一〇〇ヘクタールの堤内地化と多数の農家の堤外地への移転および離農にともない再び大規模な再編をひきおこしている（第26表）。このときの再編は多数の農家が移転等によって所属する農事組合Ⅱ区をかえ、農事組合Ⅱ区の成員の顔ぶれが大幅に変化する再編であったことが特徴的である。⁽⁸⁾このうち七区の場合は河川改修事業によるものではなかったが、ここは前述のように開拓が遅れ、新来の入地者が多くて集落が新しいため農事組合Ⅱ区としてのまとまりが弱く、分離・統合の動きの生じ易いところであった（この後更に七区と東と八区が再統合）。

以上のように農家自体の流動（移転・離農）にともなって農事組合Ⅱ区の再編が生じる場合と、農家自体の移動は特にともなわずに農事組合Ⅱ区の分離・統合がなされる場合とがあったが、いずれにせよ農事組合Ⅱ区は農家の転出入による成員の構成の変化があっただけでなく、それ自体もしばしば再編されうる流動的存在であった。そしてそうした中に農家とその地縁的結びつきのあり様が農事組合Ⅱ区のあり様を規定していく面が強くあらわれていることをうかがうことができる。

(4) 農事組合Ⅱ区にはまた中村地区内でもかなりの地域差がふくまれていた。その差異とは端的には農場開設当初から開拓され、古くからの結びつきが比較的残っているところの農事組合Ⅱ区と、開拓が遅れ、新来の入地者が多く農事組合Ⅱ区としての結びつきが必ずしも密でないところとの差異である。そしてそこには開拓以来の歴史的

第 27 表 農事組合=区別耕地規模別農家構成 (昭和52年)

(単位:戸)

	1 ha 未滿	1~3	3~5	5~7.5	7.5~10	10~15	15ha ~	生産組合	
								利用組合名	不参加 農家数
南		1	1	3	1			南地区共同育苗施設利用組合	
1区		1	2	8	9				1
2区	1	2	1	1	2	1		中央地区共同施設利用組合	3
菱沼	1	1	2	4	3	3			4
3区	1	1	1	5	7			第三地区	1
5区			2	4	3	2	1	北地区	
6区				5	2				2
7区	1	2	2	10	5	2		東地区	8
計	4	8	11	40	32	8	1		

注. 農事組合=区は昭和52年時点で分け、1戸不明分は除いた。

なつながら、階層構成、土地条件の差異等が複雑にからみあっている。

前者には開拓当初からの草分け層がいてその分家層もふくめて三重県出身者が多く、その同郷のつながり、農区Ⅱ組の結びつきが変化しつともまだそれなりに生きていて現在の農事組合Ⅱ区の結びつきを形成する一つの基礎をなしている。これに対し後者では同郷者の集団が多数をなすこともなく、同郷等の古くからの結びつきが農事組合Ⅱ区の結びつきを密にする形にはなっていない(前掲第20表参照)。特に七区の場合などは、農家の出身県は極めて多様で、しかも入地年次の新しい農家が多く(大正以前五戸、昭和一〇年三戸、一一〇年四戸、二一〇年一〇戸、三〇〇年五戸)、いわば新来の余所者同志が集まった農事組合Ⅱ区という構成となっていて、中村地区全体の中でもやや特殊である。また土地条件の面でも概して前者は沖積土地域が多いのに対し後者は泥炭地域が多く、それは農家経済の蓄積条件にも影響を及ぼしている。更に耕地規模別農家構成をみると、後者に比し前者の方が五〇〇ヘクタールの間層に集中する割合が強く

なっている（特に七区、五区、菱沼と一区との対比、第27表参照）。

そしてこのような差異は農事組合Ⅱ区の内部結合や運営のあり方にも微妙な影響を及ぼしており（七区などでは農事組合Ⅱ区の分離・統合が特に激しかったことは前述した）、それは例えば生産組織の構成や運営にも表われている。すなわち中村地区では稲作の機械化一貫体系確立のため、トラクターセット、育苗施設、田植機、コンバイン等の共同施設利用組合が第27表の右側に示したように一ないし二農事組合でもって組織されているが、農事組合の分離・統合がありその結びつきが必ずしも密でない七区や上・下への分化傾向の強い菱沼、二区で不参加傾向が目立つなど参加の度合は農事組合Ⅱ区によってかなりの差がでている。このうち、最初に結成され、ほぼ農事組合Ⅱ区ぐるみの参加となっている南地区利用組合は、各戸の出役や機械・施設の利用度合、管理運営方式等においてより進んだ内容を実現しているが、班編成では旧農区Ⅱ組の結びつきを尊重しており、同郷等の旧来からの結びつきが密で階層差も小さいことが、この利用組合の農事組合Ⅱ区ぐるみの構成とスムーズにより進んだ運営を支える一つの基盤となっていると思われる。このような地域差に反映する形で旧来の農区Ⅱ組の結びつきが現在にも一定の影響を及ぼしていると思われる。

注（１） 中村農場における農地改革については詳しくは大沼盛男「農民層の分解とその存立条件に関する調査研究（Ⅲ）、農業近代化政策と生産組織——水田単作の集落、美瑛市中村地区の軌跡——」（『北海道農林研究』第五十六号別刷）参照。

（２） 『開基七〇周年記念誌』、一二頁。

（３） 『開基八〇周年記念誌』、一八頁。

（４） その一致が可能なのはそれが総て農家から構成されているということであろう。もともと中村地区にも非農家がいたが——教員、郵便局員等——、それは特定の地区に集中し、それ以外の地区はほとんどが農家であった。

- (5) 「協和会は」「部落の行政機関としての使命も重く、十数団体に及ぶ諸団体の活動を扶けながら、昭和三十六年からは市の連絡機関としての伝達事項から部落からの要請行動、更には町の祭礼行事、衛生、道路、教育から敬老者対策等も加わり……」(『開基八〇周年記念誌』、三二頁)。
- (6) 「難しい問題のときは区長を招集して部落の意向をきき、下におろす。このことを何度かくりかえしているとだいたい解決したものだ」。長く協和会の会長をつとめたことのある古老の言である。
- (7) 逆に中村地区で独立して農協が組織されて今日に至っているのは、中村農場時代からの歴史的経緯ともあいまってそれを可能とさせるようなまとまり、基盤をこの地区が有していたからでもあろう。勿論経済的に存立可能な単位であることが前提条件であらうが。
- (8) なお、こうした再編にあたってかつての農区Ⅱ組の結びつきを尊重する配慮がなされていたことにも注意しておきたい。
- (9) 中村地区の生産組織については前掲、大沼論文参照。

五 結 び

以上雨竜村蜂須賀農場と美瑛市中村農場の二つをとりあげて小作制大農場における村落の形成、展開の諸態様をみてきた。最後にこれらを要約し前稿でみた自作地主型村落とも対比しながらその特徴を概括して結びとしたい。

(1) 府県の地主制とは異なって所有地が一団地をなし、小作農家も農場ごとに一つの集団をなしている北海道の小作制大農場では、農場が村落形成の一つの空間的および社会的な単位をなすことが多かった。ところで、未開地を開拓し既存のムラのないところから出発しなければならなかった小作制大農場にとっては、農場の存立基盤、小作管理機構の確立のために小作農家の生産・生活基盤の形成、小作農家の組織的掌握の体制の確立は不可欠であったが、そのための農場側からの働きかけが農場での村落形成にとっての一契機をなした。例えば、蜂須賀農場では

小作農家に小区域ごとに用水組合等を組織させ、その伍長を通じてこれを掌握し小作管理の末端組織として編成すると同時に、これに小作農家相互の近隣互助の役割をも担わせようとした。行政系統から行政区単位に住民組合を上から組織していったのもほぼこれと同種の動きとしてよいであろう。中村農場でも開設当初から農区ごとに小作農家を郷里の「出身部落毎、或は親戚知人関係等」によって編成し、この農区を小作管理機構の一環としたが、それは同時に小作農家が生活・生産を相互に支えあうために自主的に結びあう基礎的な単位ともなった。以上のようなことは他の農場の場合にも『殖民公報』からの整理によってほぼ共通に確認することができる。

(2) 小作制大農場における村落形成のもう一つの契機である小作農家が生活・生産を相互に支えあうための自主的な結びつき、その諸関係、慣行については、その内容や疎密、もつ意味あい等は極めて多様であったが、その如何によって村落形成の態様もかなり異なってきた。蜂須賀農場ではそれは例えば同じ道路ぞいの農家同志が自然発生的に結びあう地縁的結合Ⅱ道路組であったりした。そしてそうした道路組等がここでは病氣や葬式のときの労力援助等の近隣互助や共同賦役の単位となっていたが、行政区ごとに上から組織された住民組合はそれらを班としていくつかつみこんで構成され、地神講も多くの場合この住民組合単位でとり結ばれていた。

しかしながらそれは村落としてみれば極めてルーズなものであった。成員Ⅱ小作農家が流動的で、末端の道路組等にあっても彼ら相互の結びつきの濃密性、固定性はともすれば弱まり、住民組合という枠組みそのものも凝集性、自己完結性に乏しかったからである。その点を補完するものとして住民組合の枠をこえた結びつき、例えば同郷者同志の結びつきが重要な意味をもったと考えられ（昭和初期頃まで）、それはときには小作争議参加者を結ぶ紐帯ともなった。

この同郷の結びつきが地縁的結びつきと重なるときは小作制農場の場合でも小作農家相互のかなり密な結びつきを形成した。中村農場の場合がそれを示している。特にここでは農場側が設定した農区を単位としながら、同郷、同宗を基礎とする速夜講の結びつき、いわば講組が形成され、それが小作制農場としては珍しいほどの濃密な関係を農区内に形成していた。その内容はかなり多様であったが、小作権売買の農区内での調整、農場側の土地取上げに対する結束、相互救済等の注目すべき慣行もあり、農区Ⅱ組は単なる近隣互助だけでなく、ときには強い結束と相互調整を担う場ともなっていた。そしてこの農区Ⅱ組の結びつき、慣行は小作農家の転出入で同郷性が弱まってもなお維持されていた。こうして中村農場にあっては速夜講の講組を中心に農区Ⅱ組が村落形成の基礎をなした。

(3) ところで、このような小作制大農場での村落形成における小作農家相互の結びつきは、基本的には対等な関係であったとしてよいであろう。勿論小作制農場においても農民層の分解は進行し、草分け層——上層、新規転入組、分家層——下層といった形での階層差も形成され、前者が定着的部分として農家結合、社会関係形成の中心をなすこともあったが、村落内の関係としてはそれは前稿でみた自作地主型村落の場合ほどには大きな差ではなかった。そのことは府県のムラと比較した古老の言や中村農場の講組の関係の平等性にもよく示されているよう。

しかしながらそのことは反面で、村落の農家結合のルーズさ、凝集性、統合性の弱さにもつながっていたのではないか。それは北海道の農村全体に共通する特徴でもあったが、小作制農場の場合特にそれが強くあらわれていたと思われる。前述のように蜂須賀農場ではそれははっきりあらわれていたが、団体入植の中村農場でも農区Ⅱ組のレベルでは確かに濃密な結びつきを形成していたが、それでもって村落として完結していたわけではなく、農場規模での村落としての統合性を小作層自らが獲得するまでにいたっていなかった。行政区の区長は農場管理人が兼ね

村役場等の対外的なことは一切農場側があたっていたことや部落統合のシンボルたる神社が農場規模では昭和初期まで設立されなかったことにそのことが象徴的に示されていると思われる（以上特に昭和初期頃まで）。そしてその要因として自作地主型の村落と対比して考えてみた場合、小作農家の流動性の激しさという一般的事情とあわせて自作地主型村落でみられたような統合主体（自作地主、自作層）の欠如、小作層の中からまだそれを担いうる部分があらわれていなかったことがあげられるのではないか。

(4) とはいえ、これらの小作制大農場においても昭和恐慌期をすぎる頃から地縁的結びつきが相対的に安定化しその重要さがより増す方向での村落の展開がみられる。とくにこの頃から農事実行組合の設立普及がはかられるが、それがこの地縁的結びつきにより整った枠組みをもたらす役割を果たした。農事実行組合は住民組合の班（雨竜村）や一ないし数農区（中村）を範域として設立されることが多かったが、このように両者が重なりあって組織されることによって、一方で農事実行組合自体が近隣互助の結びつきを内包した地縁組織となるとともに、他方で農区も農事実行組合という機能的組織によってその枠組みがより整備されていくことになったからである。更にまた、中村の場合には小作農家から区長が選ばれ、伍長会議の運営も変わるなど農場規模での統合性を小作層自らが獲得していく動きもあらわれる。そしてこうした動きの階層的基盤としてはこの時期に入ってから小作層の相対的定着化傾向と小作中上層の上向展開の動きをあげることができるだろう。

およそ以上のような展開動向の中にこの時期頃から村落が徐々に形を整えつつあったことがうかがえるのであるが、それを前稿で指摘した「農事組合型」村落への展開としてとらえることができるのではないかと思われる。

(5) 戦後の展開についてはあまり多くをふれることができなかった。中村の場合でいえば、農地改革によって小

作制農場を解体し小作農が自作農として解放された戦後の村落は、基礎単位をなす農事組合Ⅱ区とその連絡協議の機関である協和会とで構成され、更に農協、土地改良区等の諸団体も中村一円の規模で組織されてこれと重なっている。そうした重層的構成と中村一円の規模への諸団体の集積の中に末端の農事組合Ⅱ区が比較的ルーズで流動的でありながらも中村地区としてのそれなりのまとまりを形成している一つの要因をみる事ができるのであるが、そこには中村に特有な面もやや加わっているかもしれない。

農業をとりまく諸環境と農業構造の激しい変貌の中で村落は北海道でも否応なく変容をとげてきている。農家の生活・生産にかかわるものとして村落はなお重要な意味をもっていると思われるが、戦後の北海道の村落については例えば政策浸透と村落とのかかわりの問題等検討すべき多くの問題を今後に残している。

(6) 最後に残された課題についても簡単に指摘しておきたい。本稿でとりあげた北海道の農村の多くの部分を占める小作制農場の村落については十分な分析に耐えうる資料は極めて乏しいが、その乏しい資料の中からなんとか村落形成の具体的姿を把握すべく、その実態解明にここでの分析の主眼をおいた。しかしながら、ここでとりあげた二つの事例が小作制農場の中でどのような位置を占め、どこまで一般性をもちうるのかはこの種のモノグラフが乏しい中では必ずしも明らかでない。そうしたこともあり、自作地主型村落とも対比した形で小作制大農場の村落の構造をきちんと特質づけることはここではまだ充分には行われておらず、それは今後に残されている。そうした課題、およびそれをふまえた北海道の農業村落、農村社会構造の特質の全体的な検討については機会をあらためて行うことにしたい。

(研究員)